

平成29年第10回平取町議会定例会（開会 午前 9時30分）

議長

皆さんおはようございます。ただいまより、平成29年第10回平取町議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は12名で会議は成立いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、2番松原議員と3番櫻井議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことにつきましては、12月5日に議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。10番四戸議員。

10番
四戸議員

10番四戸です。本日召集されました第10回議会定例会の議会運営等につきましては、12月5日開催されました議会運営委員会におきまして協議し、会期につきましては本日12月13日から明日12月14日までの2日間とすることで意見の一致を見ておりますので、議長よりお諮りをお願いいたします。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日から明日12月14日までの2日間とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って会期は本日から明日までの2日間と決定しました。日程第3、諸般の報告を行います。監査委員から平成29年10月分の出納検査結果報告がありました。次に日高地区交通災害共済組合議会、平取町外2町衛生施設組合議会に関する報告がありましたので、あわせてその写しをお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。次に閉会中の諸事業について、配付資料のとおりご報告いたします。以上で諸般の報告を終了します。

日程第4、行政報告を行います。1番目として要望経過報告について。町長。

町長

それでは1番、要望経過報告をいたします。要望項目は高規格幹線道路「日高自動車道」の整備促進についてでございます。要望先は道内の選出国會議員、国土交通大臣、副大臣、政務官、事務次官ほか、国土交通省の北海道局長ほかでございます。要望月日は11月の28日、全国の町村長大会にあわせて要望をさせていただきます。要望者は日高総合開発期成会・高規格幹線道路日高自動車道早期建設促進期成会として管内の7町長でございます。現在、ご承知のとおり、国が道内で工事が進められているのは15区間215.5キロでございます。このうち日高自動車道、苫小牧東から浦河間120キロでございますけれども、日高町平賀から日高門別間の5.8キロは既に、供用開始されているところがございますが、門別本町から厚賀間の14.2キロの区間については、平成30年3月までに開通予定でございます。しかし日高自動車道120キロのうち、

開通区間は60キロとなっておりまして、約半分の距離でございます。その先の浦河までの工事に着手する見通しはたっておりませんので、浦河までの整備促進について、強く要望をしております。以上で要望経過報告を終わります。

議長

2番目として教育行政報告について。教育長。

教育長

それでは、本年9月定例議会以降における諸般の教育行政につきまして、ご報告いたします。1点目の平成29年度全国学力・学習状況調査結果についてであります。資料1のほうをご覧くださいと思います。本年4月18日に実施されました全国学力・学習状況調査にかかる北海道全体及び管内別の結果が11月27日に北海道教育委員会より出されたところでございます。本年度における学力・学習状況調査にありましては文部科学省が全国の小中学校を対象に悉皆調査方式により小学校では国語、算数、中学校では、国語、数学の2教科につきまして主として知識に関する問題と主として活用に関する問題が出題され、調査が行われたところでございます。都道府県での平均正答率の結果につきましては8月に公表され、その結果としまして、北海道全体の国語A、算数A、数学Aの各科目平均正答率と全国との差につきましては、小学校国語Aでマイナス0.8ポイント、同じく小学校国語Bではマイナス1.5ポイントとなり、小学校算数Aではマイナス1.6ポイント、算数Bではマイナス1.9ポイントとなっております。中学校国語Aではマイナス0.4ポイント、国語Bではマイナス0.2ポイントとなっており、同じく中学校の数学Aではマイナス0.6ポイント、数学Bではマイナス1.1ポイントとなっております。昨年との比較では小学校では全科目において差が縮まっているというような状況で、中学校におきましても4科目中2科目で差が縮まり、2科目で差が広がったという状況でございます。全体としまして都道府県別の4科目平均正答率で北海道は中学生で28位、小学生では41位として、依然として全国的に見て低い状況ではありますが、全国との差は縮まってきているとの北海道教育委員会の見解でございます。また道内の管内別の結果におきましては日高管内全体の平均正答率は全ての科目において、全道平均を下回った結果となっております。平取町の状況につきましては小学校では全国平均正答率と比較して、国語Aでは相当低い、国語B、算数Bで低いとなっており、算数Aはほぼ同様下位となっております。全道との比較では、国語Aで低い、国語Bではやや低い、算数Bでほぼ同様下位、算数Aでほぼ同様となっているような状況でございます。中学校では全国平均と比較して国語Aでほぼ同様下位、数学Bで同様、数学A、国語Bでほぼ同様上位というような結果になっております。日高管内全体との比較におきましては、小学校国語Aのほぼ同様下位を除いて、小中学校とも管内平均を上回っており、特に中学校の国語B、数学A、Bでは相当高いというような結果でありました。平成29年度における調査結

果につきましては、以上説明したとおりでございますけれども、教育委員会としましては今後も引き続き、学校、家庭、地域と連携した学力向上に取り組み、充実推進を図ってまいりますので、ご理解を願います。続きまして2点目の平成29年度の新入学児童にかかわる就学時健診等の実施について説明いたします。本年10月25日に平成30年4月に町内小学校に入学を予定している児童の健康診断等を実施しております。来年度は現在のところ29名の児童が入学予定となっております。学校別には紫雲古津小学校3名、平取小学校13名、二風谷小学校4名、貫気別小学校6名、振内小学校3名となっております。実施しました健康診断等の内容につきましては、内科検診のほか視力、聴力、歯科の各検査を行うとともに、児童の発達状況を調べるスクリーニング検査をあわせて実施しております。教育委員会におきましてはこの健診等を通じたなかで児童一人一人の様子を確認し、状況によりましては保護者と就学にあたっての相談等を行うとともに、今月6日に開催しました平取町教育支援委員会の協議結果等を踏まえ、児童に対し必要とする教育支援並びに環境等を整えていきたいと考えております。次に、平取町中学生学力向上及び平取高等学校生徒支援事業、いわゆる平取町公設塾の設置事業につきましてその進捗状況について説明をいたします。資料2のほうをご覧くださいと思います。9月定例議会の後、9月25日に委託先でありますBirth47と委託契約を結んだところであり、その後10月16日に本町自治会と公設塾の会場として予定しておりますみどりが丘住民センターの利用について説明会を開催しております。その中でおおむね了解を得たところでございますけれども、住民センター、一部について、町内会等での利用に対して検討、協議をしたところでございます。また10月19日には平取高等学校振興支援協議会を開催しまして、現在の北海道による公立学校配置計画、これからの高校づくりに関する指針について説明をし、平取町公設塾についても、委託会社からも出席をしてもらって説明をしているというような状況でございます。各委員には事業の理解をいただいているところでございますけれども、学力向上とあわせて特色ある高校づくりを進めることが重要との意見が出されております。11月に入りまして高校生、中学生の生徒保護者への周知文書の配布、まちだよりへのチラシにより町民への周知を行い、11月11日に振内地区、本町地区におきまして保護者生徒への説明会を実施し、振内中学校で行いました説明会では31名の参加、平取高校での説明会には72名の参加があったところでございます。その後に委託会社でカウンセリング、生徒・保護者・会社三者の面談でございますけれども、それを行っているところでございますけれども、現在の段階で希望者については86名ということで、内訳につきましては平取高校生が14名、平取中学校生が54名、振内中学校生が18名となっております。3校の生徒197名のうち86名ということで、43.7%の希望者数となっており、当初の塾の想定受講者数を大幅に上回る数となっております。12月4日から住民センターにおきましてカウンセリングを実施しておりまして、そのあと12月の23

日からの開校というようなスケジュールとなっております。最終的に塾の受講者につきましては90名を超えるものになるというような予想でございます。講師の体制につきましても、当初2名から3名体制というようなことでございます。以上が中学生学力向上及び平取高等学校生徒支援事業についての説明となります。以上、本年12月定例議会におけます諸般の教育行政にかかる報告とさせていただきます。

議長

以上で行政報告を終了いたします。

日程第5、一般質問を行います。各議員からの質問事項はお手元に配布したとおりであります。この順序により指名をいたします。5番井澤議員を指名します。5番井澤議員。

5番
井澤議員

5番井澤です。通告いたしました、役場職員の心の健康対策についてということで、質問をいたします。昨年から50人以上の事業所で、必ず実施しなければいけなかったということになりました、職員のストレスチェックが行われて、平取町役場職員については該当者の、該当者というか、50%の回答率とそして回答の中で、ストレス度が高いという判断がされた方が、11%という高い値がでておりましたけれども、今年の2回目が行われたと思っておりますが、今年の調査状況と改善は見られたか、そのことについてお伺いいたします。

議長

総務課長。

総務課長

お答えをいたします。労働安全衛生法の改正により従業員50人以上の事業者で、平成28年度から年に1回、実施が義務付けられたストレスチェック、職業性ストレス簡易調査であります。これにつきまして、11月16日から30日の間に実施した本年度分の総体的な結果については、回答者数に占める高ストレス者と判定された職員数の割合、これは28年度が11.0%、29年度は7.7%となっております。

議長

井澤議員。

5番
井澤議員

昨年11%、15名という、ストレスが高いという判断された職員がいましたけれども、この場合、本人の申し出、希望によって、その資格のある保健師もしくは産業医の面談希望で相談をすることができるということでしたけれども、15名中面談あるいは相談等が行われた職員の数等についてご報告をいただきたいと思っております。

議長

総務課長。

総務課長 28年度であります。高ストレス者と判定された、15名のうち産業医と面談をした職員の数は2名でございます。以上です。

議長 井澤議員。

5番 井澤議員 15名中2名ということで、アンケートに答えて集計する間のことのなかでいろいろと問題が、個々の職員について、解決していったということで、実際の面談は、はじめての行いでもありますし、少なかつたように思いますけれども、この相談された2名の方については、十分な対応というか、がされて良い方向に向かっているという判断ができるのでしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 2名の方の内容、これ詳しい内容は個人情報にかかわることですので申し上げられませんけれども、1名の方はメンタルというよりも身体のほうの関係、もう1名の方は職員、職場の人間関係の関係ということで聞いております。具体的には私ども内容は知り得ない立場にあるという規定になっておりますので、細かいことはわかりませんが、その件につきましてはその後職員からの特に申し出はなく、状況としては解決をしているというふうに認識をいたしてございます。

議長 井澤議員。

5番 井澤議員 それでは、今年度に入りましても、心の健康の不調ということで、休む職員が出ていますけれども、その人数とか対応、そういう状況についてお知らせください。

議長 井澤議員、当初からですね井澤議員の質問の中にもあったようにパーセントとかたちで、具体的なその数字とかというのは、あまり適切でないというふうに判断しますので、その辺注意していただきたいと思います。総務課長。

総務課長 お答えをいたします。現在、心の健康問題によって、病気休暇または休職、いわゆる休業している職員に対しては、職場として、いずれも本年度作成した心の健康問題により休業する職員の職場復帰の手引きに沿って対応させていただいております。

議長 井澤議員。

5番 今総務課長から出ました、心の健康問題により休業する職員の職場復帰支援等

井澤議員

の手引きということで、本年8月に作成され、職員に周知されたということでしたけども、この聞くところによりますと、日高管内では初めてのことで、道内としても大変珍しいというのか、率先的なことで手引が作成されたというふうに聞いておりますけれども、私としてはその作成されたことは大変良いことでなかったかと思えますし、特にこの規定の最後のほうの8ページに、この手引は今日議員にも皆さんに配られたようですけれども、(2)のところ、現に就業中でメンタルヘルスの課題にということにも触れているということで大変良いものができたと思えますけれども、この作成過程において、職場安全衛生委員会等で検討の上つくられたということですが、その作成過程と、また配布された以降について職員の反応についてはどんな状況でしょうか。

議長

総務課長。

総務課長

近年、メンタルヘルスが原因で病気休暇または休職する職員が絶えない現状を考慮いたしまして、職場として対応するための指針となる手引きを持つことが必要であると考え、心の健康問題により休業する職員の職場復帰の手引きを作成したものであります。この種の手引きにつきましては、今井澤議員おっしゃったように、日高管内各町においては、前例がないため、厚生労働省が示す、同じ種類の手引き、あるいは他の市や町の先進事例、参考文献等を調べるなど、本年はじめより起案の準備を進め、6月にたたき台となる案を内部で用意した後、7月と8月に課長会議と職員衛生委員会に提案し、それぞれ、会議で2回ずつ協議を重ねて成案を得た後、町の決定を受けて、8月下旬に職員に周知したものであります。職員の反応をにつきましては、会議で協議する段階において、複数の意見があり、検討した後は特に目立ったものはありませんが、今般こうした手引きを初めて作成したということ自体の意味はあるものというふうに考えております。

議長

井澤議員。

5番
井澤議員

大変私としても良いものができたということで今後さらに、現状の中の課題が発生したときとか、職場衛生委員会の中でより良いものにつくり上げていくことが、日高管内各町村においても、その指針となるものにできていくのではないかと思いますのでその面について期待いたします。次にですね、心の健康について職員に十分な対応が必要であると考えますけれども、このことについて、職員個々について、自分で自分のことを自主管理するということが大切ではありますけれども、やはり、職場で上に立つもの等の認識が深まっていかなければ、十分な職務が遂行できないというようなことが起こってくるわけですが、昨年この定例議会でも私をご提案いたしましたけども、管理職等についての、このことについては、研修の機会を持つ必要があるのではないかと

ということを申しましたけども、一番最初に、比較的若い層でこの心の健康の障害等で休職する職員等が出ているようにも感じますので、新任職員等での研修について、昨年のアンケート調査から高い値が出たということを含めて、新人研修等でどのような取り組みをされているのか、お伺いしたいと思います。

議長

総務課長。

総務課長

お答えをいたします。比較的若いというか、新任職員でストレスチェックの結果が高ストレスと出たという認識は持っておりません。内容についてですね、どういう人がどういうふうなのが出たということは私ども情報が上がってはいけないという規定になっておりますので、それについては、そういう認識は持ってはございません。本年度、新入職員に対しましては、8月に行いました研修の際に、それまでの職場生活に関して、概略的なヒアリングを行っております。それ以外の特別な取り組みは行っておりませんが、来年度、専門の講師を招きまして、新入職員を含めて、全職員を対象にして心の健康問題に関する研修会を開催し、職員の理解をさらに深める取り組みを行ってまいりたいというふうに考えております。

議長

井澤議員。

5番
井澤議員

私のほうからやったほうがいだろうというようなことで希望しておりましたけども、心の健康に関する全職員の専門職による研修が行われていくことで、大変良い対応をさせていただいているということで、今確認をさせていただきました。それから、心の健康対策については、一般的には、過重な労働というか、過剰な残業等によって引き起こされる面が強いという説もありますけども、そうではなくって、個々の職場における人間関係とか、仕事の過多、そのようなことがあると思いますけども、現在の役場、課の中で、大変、他の課と比べると多い職員の課があるようですけども、昨年4月から産業課から観光商工課が独立して、順調に業務をしているということがありますが、現在、保健福祉課が、25名の専任職員、準職員等も含めますけども、がおられる状況だというふうに確認してありますが、ほかの課の平均的な数字から比べると大変、職員数の課なのかなと思いますけども、その辺のことについて、行政的に何か、検討しているようなことはあるのでしょうか。

議長

総務課長。

総務課長

お答えをいたします。今ご指摘の保健福祉課につきましては、議員ご指摘のとおり、業務量が年々増嵩しております、それに対する職員も増えているということになっております。現在、行政改革実施本部あるいは検討委員会等にお

いて、ふれあいセンター含めたその課のあり方について検討をしております。現在成案はまだ得ておりませんが、できるだけ働きやすい業務体制、あるいは町民にとって、よりよい業務体制にしていきたいと思いますというふうに検討をしている状況であります。

議長

井澤議員。

5 番
井澤議員

はい、そのようなことで検討して、行革等で課のあり方についても検討していただいているということで、安心いたしました。そのような状況を各課所属長、課長からこういうことで行政改革の中で進められていることだとか、こういう心の健康に関わるような、そういうことの町が今私としては積極的に進めていただいていると思いますので、職員への連絡、アナウンスっていうんですか、そういうことも、十分に承知していただきたいと思いますが、研修会も催されるということでもあります。その辺の周知の仕方についても、今までの周知の仕方が十分ではなかったようにも、方法だと思いますけども、その辺についてやはりそういう心の変調で不調に陥った職員に、やはり、心優しい、あるいはそういう今、そういう休職とかそういうふうにならなくても、救いを求めているというか、何らかのを助けが必要な職員がいるような状況かもしれないので、その辺のことについて、仕事をすればいいだけでなく仕事を十分にさせていただくために、そして、町の業務執行の中で、休職等あるいは不調な職員等によって町民に対してサービスの低下が起こらないような、そのようなことが必要なことなんじゃないかと思っておりますけれども、職員に十分な周知をする方法については考えられているのでしょうか。

議長

総務課長。

総務課長

職員に対する周知につきましては、現在は、職員個々に業務に使っているパソコンがありまして、それが庁内LANで全台つながっております。それに庁内のメールあるいは掲示板というものがございまして、そこに掲げることによって、パーソナル、個人がいつでも、すぐに、即時に見られるような状態になってございます。そういうかたちで十分周知はさせていただいているというふうに考えております。以上です。

議長

井澤議員。

5 番
井澤議員

十分な対応していただくということで安心いたしました。そのようななかでも実際には不調から休職するような状況がありますので、理事者、管理職の方々は、職員の業務の把握とか、残業が過多にならないような職員の適正配置とについて十分に検討していただきたいと思っておりますけれども、先ほど、行政改革の中

で課全体のことということがありましたが、この後、今年度末で定年で3人の職員が退職されると思いますが、さらに、来年度末については6人ほどが退職されるのではないかと考えられますが、継続雇用ということもありますけども、大変大きな数の方々が職務を定年を迎えて退職するという状況の中で、実際の専任職員数が減るっていう状況の中で、過度な勤務状況が発生することも考えられますので、そのようなことについて、退職職員の手当等含めての対応についてお考えがありますでしょうか。

議長

総務課長。

総務課長

お答えをいたしたいと思います。職員の適正配置につきましては議員ご指摘のとおり、私ども重要であるというふうに認識をいたしております。29年度末、定年退職者3名、30年度末が6名の定年退職が予定されておまして、これにつきましては、再任用の制度、あるいは、新人の採用を行って、欠員を補充する方向で現在考えてございます。職員に対する声かけ、あるいは管理職から見た職員に対するいろんな内容の気づきにつきましては、先ほどおっしゃった手引きの中にも書いてありますとおり、認識をさせていただいて、あまり深くない所の中で対応ができればいいというふうに考えております。

議長

井澤議員の質問は終了いたしました。次に、10番四戸議員を指名いたします。10番四戸議員。

10番
四戸議員

10番四戸です。通告してありました観光商工などの振興状況、またこれからの観光のあり方につきまして、質問していきたいと思っております。いつもの話になりますけども、私たちの町も人口減少、また少子高齢化が年々進むなかにおきまして、これから先の観光の振興をどのように協議されて、また平取の観光振興のあり方を担当課としてどのように考えているのか、担当ができて、来年の3月でちょうど2年になりますけども、この進行状況などについて、担当課にお聞きしていきたいと思っております。地域での再生、また地域での活性化などのまちづくりが、今、全国にある地方のまちではまちの生き残りをかけて、年々、盛んにもなっております。町長は以前から、人口減少が続くなか交流人口が増えることは町にとっては大変必要なことであると常日頃話されてもおります。観光客が楽しみ、その人々の生活に付加価値をもたらすような町の観光とはどうあるべきか、考えていくことがまず、私は基本であると思っております。もしそのことが基本であれば、まちづくりの観光は、戦略的な発想が必要であると思っております。そのような考え方のもと、担当課として、担当課ができてまだ日は浅くはございますけれども、現在までの成果として、どのような観光振興についての成果が出ているのか、また、出ていなければこれから先どのような考えのもとで観光の振興を進めようとしているのか、まず担当課としての考え方を

伺いたいと思います。

議長

観光商工課長。

観光商工
課長

それでは、四戸議員の質問にお答えしたいと思います。観光商工課につきましては、昨年平成28年の4月より新たに観光商工課が設置されまして、またその課の中に、観光協会の事務局を置きまして、専門員として人員を配置しながら、観光商工課長1名、観光推進係1名、商工労働係1名、観光推進係兼商工労働係1名、観光協会の事務局職員1名ということで、現在5名体制でございます。先ほど、観光の成果といたしましても非常に、すぐに成果というのが見えてくるものばかりでもありませんけれども、進め方といたしまして、現在までの取り組み、進行状況について説明したいと思います。今年度までのイベント関係につきましては、町の四大イベントをはじめまして、メディアを多く活用しながら、またタイアップをしながら、戦略的にPR等を進めてきたところでございます。例えば、吉田類酒宴の会、これは地元の取材と札幌のパークホテルでのイベントに参加しております。またタカトシ牧場の取材、札幌競馬場の物販PR、トドックスマイルキャラバン179のPR、函館駅前北海道うまいもんサミットの参加、その他札幌駅前どさんこ30秒PR、イチオシまつり、熱烈ホットサンドの取材、これはお笑いタレントが義経神社を取材しながら地元を紹介していただきました。こういったイベントにつきましては、じゃらん等の観光雑誌にも掲載しながらPR、周知を図ってきました。また、平取町の観光協会のホームページも作成いたしまして、情報発信をしているところでございます。独自ツアーの企画もしているところでございまして、これからは、誘客だけでなく、滞在も含めたなかで、地域にお金が出る仕組みづくりも視野に入れて考えているところでございます。観光商工ということで、商工のほうも若干説明したいと思います。商工につきましては商店街の活性化対策として、店舗改装事業、空き店舗活用事業ということで新規事業を実施しております。また昨年より、商工会、料飲店組合、建設協会との意見交換会も始めたところでございます。また今年度につきましては、地域商品券を当初予算化することで事業の早期実施を促しまして、地域消費を広く活用されるよう、変更しております。また、今年度からリニューアルいたしましたふるさと納税の寄付額につきましては、年度半ばでございますけれども、現在12月の状況により変動はありますけれども、11月末時点での実績といたしましては昨年度より大幅に伸びてきているという状況でございます。こういった、取り組んでいるものが全て成功しているというわけではございませんけれども、このような取り組みから、まず平取町を知っていただいて、さまざまな資源を有効に使いながら、魅力ある町として、町外からの交流人口、流入人口を増やしながら、検証や課題、問題を整理しながら取り組み、進めている状況でございます。

議長

四戸議員。

10番
四戸議員

10番四戸です。ただいま課長から数々の答弁がございました。課として、本当に2年余りで大変な面も、たくさんあるだろうなというふうには理解しております。本当に大変だろうなとは思っております。先ほど答弁の中でも出てきましたけども、やはり、今までのイベントはイベントで良いと思うんですけども、これからやっぱり私は一番大事にしないといけないのは、交流人口、これをどのようなかたちで増やしていくのか、やっぱりそこにあるんじゃないかなというふうには思っております。最近の北海道、多くの外国の観光客が増えています。特に外国人にとって北海道への旅行は単なる旅行ではないそうでございます。地域にある住民の暮らしぶりだとか、そういうところに触れることを楽しみにしているようでもございます。現代ではインターネット等の普及もございますけども、旅行のあり方も変わってきているんじゃないかなというふうに思っております。今後平取町においても、要するに観光客の受け入れについてはどのような対応が必要なのか。またこれは担当課だけではなくて、地域全体でその価値観をどのようにつくっていくかなければならないのかという思いもございます。要するに、平取町にある観光資源を活かして、観光客を引きつけるという工夫が必要であるというふうに私も考えておりますが、そういう今私が申したような考え方について、担当課としてどのような考え方をしているのか、再度伺いたいと思います。

議長

観光商工課長。

観光商工
課長

近年の外国人の観光旅行の形態というのは議員おっしゃるとおり、一時の中国人の爆買いツアー、またそういった団体ツアーのお客様より、今はSNSを利用したグループ旅行、また家族、個人旅行が増えてきているというかたちで捉えております。インバウンド対策といたしましては、やはりターゲットを絞りながら、日高振興局と連携しながら、昨年台湾サイクリストの招聘事業、また北海道観光成熟市場誘客事業として台湾、香港の新聞関係者や、ブロガーを招聘いたしましたして、意見交換、また地域視察を行ってきたところでございます。こういったなかでやはり平取町らしい観光資源といいますと、引きつけていくものはやっぱりアイヌ文化だというふうに考えております。現在博物館におきましても、アイヌ文化の紹介を外国語のパンフレットだけでなく、映像を見ながら、複数の外国語で説明できる施設整備も進めているところでございます。また象徴空間の広域関連区域の平取町といたしましても、どのようにPRを進めていくのか。また、アイヌ文化の周遊ルートの造成など、関係機関とも協議検討をしているところでございます。その他インバウンドだけではございませんけども、すずらん群生地 of 保全を含めたなかでの観光整備計画も考えております。そのほか、広域的な考え方で、鶴川・沙流川WAKUWAKU協議会の

活動とも連動したなかで取り組みも考えているところでございます。

議長

四戸議員。

10番
四戸議員

今課長の答弁にも出ましたけども、当然、アイヌ文化、平取町の文化としては大変重要なことであるというふうには理解してございます。私は今言ったのはそればかりじゃないことを言ったつもりでございますけど。これ以上課長には質問として追及はしませんけども、次は副町長にお聞きしたいと思います。今話されたことを参考にさせていただきたいと思っておりますけども、私はやっぱり地域の再生はいままでは国からの交付金や補助金等がカンフル剤となってきたと思っております。これから先の、要するに先ほども申し上げましたけども、平取町の観光については、私はモノおこし、それからコトおこし、それから人おこし、これが大変必要であると思っております。モノとは物産や当然建造物のこと、また風景も入ります。コトとは、まつりなどのイベントや平取町の当然アイヌ文化やそういう歴史の文化などを指すと思っております。町民は自分たちの地域をどうにかしたいというその思いを抱いている町民は多くいらっしゃると思っております。ただ、第一歩が踏み出せないでいるのだと思っております。また、担当課や多くの職員の方も多分自問自答しながら地域とどのようにかかわるべきか、悩んでいるのかなというふうにも思っております。地域に積極的に要望等を聞いても、例えば予算も人もない。かといって何もしないわけにはいかない。それでいて、地域に元気を取り戻してもらわなくては自分たちの存在意識が薄れてしまう。結局、担当部署の事業消化に終始してるようにも見えないわけではございません。今私が話した中で、最も重要なことは人おこしです。これは観光課だけの問題ではなく、町としても、人づくりを今後においても真剣に取り組むべきである、こういう思いでもございます。その人づくりができなければ、平取町の観光の振興については、大変、厳しくなっていくんでないかなというふうに思っております。今話されたことにつきまして、副町長としてどのような考え方をもちておられるのか。その辺についても伺いたいと思っております。

議長

副町長。

副町長

それではお答え申し上げます。いわゆる人おこしということですね、人材育成とか人材確保にかかるご質問というふうには受けとめさせていただきます。今ご質問にもあったとおり、やはりまちづくりということについては、施設ですとか、それからイベントとかですね、行事とかいろんな事業のほかに、やはりそれを動かす人と言いますか、いかにそれが大事かというところで、私どもも認識をしているというところでございます。これは観光振興だけに限らずまちで進められる全てのいろんなコミュニティ活動ですとか、それから行政的な事業全てにかかわってくるような問題だと考えております。特に観光の分野での

ご質問ですので、観光分野での人材確保、人材育成については非常にまず、そこをどうするかというのが観光振興にとっても一番の課題なのかなというところの認識でございまして、先ほど観光商工課長への質問もありましたけれども、今平取町の観光振興をどのようなかたちで進めていくかということ、観光協会の法人化ですとか、そういった方向性をどうするかという意味での今の役場内での体制という、ある意味過渡期の状況であるというふうに考えておりました、本当にそのためにはそういったある程度知見を持った人材ですとか、情熱を持った人材ですとか、スキルを持った、そういった人材の確保。それから、いわゆる自分たちのふるさとを愛着を持って考えられる、住民の、そういった醸成といいますか、そういうのが非常に重要なのかなと。そういうものができれば、やはり平取町を訪れた方に、本来の意味でのホスピタリティーと言いますか、おもてなしの心を発揮できるのではないかと考えております。観光そのものは本当に効果的な情報発信と、それから、観光客を受け入れる、いわゆるマネジメントと言いますか、そういうのが非常に重要なかなというふうに思っております、専門的な方とプラス受け入れる住民のそういった気持ちとといいますか、そういうことが一つになってはじめて成功する可能性が増えてくるのではないかと考えておりますので、今後まだまだ観光商工となった課の成果というのは、これから出てくるところもあるかなと思いますので、今後、平取町にとって一番良い、観光の方向性をそういった、主に人材確保という面もあわせて、十分に検討してまいりたいというふうには考えております。以上です。

議長

四戸議員。

10番
四戸議員

10番四戸です。ただいまの副町長の答弁聞いてて、私もその方向で進めてほしいなという気持ちでございまして。当然、自分たちのふるさとでございまして、こういうふうにも減ってきて、交流人口は本当にこれからの私たちの町の観光の振興には大変必要ではないかというふうに私も思っております。そういうことで、ちょっと次にですね、今平取町で今まで行われてきた1%事業というのがございまして。まちづくりの担当課長にお尋ねするんですけども、その中でですね、今後において、平取町の観光振興につながるものがあるんでないかなというふうに思っておりますけども、何かそういうものがあれば課長のほうからそういう答弁お願いしたいなというふうに思っております。

議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

はい、それでは私から今の四戸議員のご質問にお答えしたいと思いますけれども、今ご質問にありました1%事業で今後における観光振興につながるような事業ということでは、今まで取り組んできている事業では、例えば地産地消の会という会でニシパの恋人ランチの開発をこれで行ったり、あと平取和牛のレ

トルトハヤシソースですか、そういうのの開発を行って、今既に販売をしております。また昨年ですね、英語マップの作成ということで外国人のための平取町内の英語マップというのを作成しておりますので、そういうのも今後観光というか、インバウンドの受け入れには有効ではないかなというふうに考えております。また、今年度やっている事業の中で、インバウンドサポーター養成コースということで英語を聞き取ることができるというか、外国人に対応できる町民をつくりたいということでやってる事業もありますので、今後そういう人たちを中心として、外国人観光客に対する対応などもできるのではないかなというふうに考えております。いずれにしても1%事業で取り組んでいただいた事業が単発で終わるのではなく、継続して行われていければと考えております。以上です。

議長

四戸議員。

10番
四戸議員

10番四戸です。ただいままちづくり課長が答弁されましたように、1%事業の中にも、これは町民が公募してやられていることですが、これから先のやっぱり観光振興につながるものがあるように、私は思います。これからはそういうなかから、やっぱり役に立つものは町もどんどん手を差し伸べてやっていったほうが良いような気もいたしますので、よろしく願いいたします。私もですね、以前からこれ私ごとになると思うんですけども、平取町において、要するに身近な観光といいますか、小さな観光といいますか、あまりお金をかけないでできることがないかということで、多くの町民と話を伺った経緯がございます。その中で二つほどお話ししたいと思いますけども、その一つはですね、本町にある親水公園です。この公園はもうできましてから結構年数もたっておりますけども、当時は国からの補助金等で作られた公園で、以前においては、義経神社の前夜祭などとして、花火大会などが開かれておりました。にぎわった公園でもありました。しかしながら現在は、町民の散歩道だとか、また小、中学生の遊びの場所に現在なっております。年に1度は、教育委員会主催のマラソン大会も行っております。私はこの公園を再利用して町の小さな観光にできないのかいろいろと考えました。去年ですかこの公園の法面が台風の災害で数か所決壊いたしました。この公園の法面を利用して、例えばですよ、これは私の話ですから。ずっと直線にして1キロ以上あるのかなと思うんですけども、その法面を防止するためにも、ずっと桜の木を植えて、その間には芝桜などを植えて、それも本町の町の活性化の一つとして人が入ってくるんじゃないかなというふうに思っております。そんなに桜の木、それから芝桜植えたにしても、大きくお金かかるようなことではない。当然ボランティアのなどを募ってやっていけないのかなというふうにも、考えております。もう一つはですね、これ二風谷温泉のゆからなんです。ゆからにおいては、温泉つくるときに、町長は、要するにおもてなしが大事ですよっていう言い方をされておしま

したけども、そのときに、私はやっぱり、せっかくつくった露天風呂もござい
ますから、露天風呂から見る景観も必要じゃないかということで、話した経緯
もございませう。そのときにですね、平取には結構春に氷を割って咲く早い花で
福寿草という花があります。あれは何も植えておけばそんなに手入れしなくて
も、自然に増えてきます。それが一つ。もう一つは、例えば平取の町花はず
らんです。ずらんをへりにずっと植えたり、それから、明治神宮からいただ
いた花菖蒲も株が増えて、今どうされてるのか私もあまり見てないんだけど、
やっぱりそういう露天風呂付近に植えたり。そうすると、福寿草から6月まで
はほかの外から来る町民の方も楽しめるんじゃないかな、そういうおもてなし
もできるんでないかな。今、要するに平取に温泉に来られてもいやもう1回行
ったらいいや、そういうことじゃなくて、やはりそういうことをすることによ
って、例えば都会にないことですから、都会の人は、その時期になれば、いや、
また平取の温泉行ってみようや、そういうことにつながっていくんじゃないか
なというふうに考えております。今は私の考え方を言ったわけですけどもや
はり大きくなくても、周りにやっぱり、小さなやっぱりできることがあるんじ
ゃないかな。そういう点に目をつけてこれも一つのこれからの私たちの町の観
光の振興につなげていってほしいなと思いますけども、その辺の考え方はどの
ような考え方をしているのか、副町長に伺いたいと思います。

議長

副町長。

副町長

お答え申し上げます。今いろいろ具体的な参考例をあげていただきまして、可
能性としてはいろいろそれぞれにあるかなというような認識でございます。い
わゆるそういうイベントで集客するという手法も一つということと、それから
施設の整備でリピーターをさらに増やすというのも一つかなと思っております
ので、そういうことに関して今後といいますか、総合計画等にも計上しながら、
調整を図ってまいりたいと考えています。

議長

四戸議員。

10番
四戸議員

10番四戸です。私の最後の質問となりますけども、これは最後ですので町長
さんに伺いたいと思います。現在のですね、観光協会は特に平取町の三大イベ
ント、また各種のイベント等でも活動されておりますけども、前回ですね、松
原議員がこの観光について質問したときに、町長の答弁の中において、将来的
には地域の稼ぐ力をふき出す観光経営の視点に立ち、法人化に向けて、自立し
たいという力強い答弁がございましたけども、さらには、また現在鶴川・沙流
川のWAKUWAKUと言いますか、そういう活動、または二風谷アイヌ文化
などこれから先の平取町の観光振興に向けてどのようなかたちでまた進めてま
いるのか、最後に町長の力強い、考え方を伺いたいと思います。

議長

町長。

町長

それでは、私のほうから最後に答弁をさせていただきますが、最初に平取町の観光協会の法人化については、今、四戸議員からお話がありましたように今年の3月の一般質問に、私のほうから、今後、当町の観光振興には観光協会の果たす役割がますます重要であるということから、その組織のあり方、あるいは運営方法について調査研究しながら、人材、あるいは財源的にも含めて、法人化を目指すというような体制強化を図りたいというような答弁をさせていただいてございます。法人化については、現時点では平成32年までに協議、準備を進めながら、33年に実施する方向で、これまで申し上げてございますが、できるだけ早く、前倒しでもできればというふうに考えておりますが、法人化における、メリット、デメリットも含めてですね、慎重に精査をしているところでございますので、ご理解願いたいと思います。また、先ほど来、質問にあったように、現在どの町も人口減少時代を迎えて、町の活性化を図るためにさまざまな取り組みをしてございます。しかしながら、すぐ効く特効薬はないのが現状でございまして、やはり、地道に取り組むしかないというふうに考えておりますし、また、平取町にないものを求めるのではなくて、平取にある人材も含めた地域資源を有効に活用しながら、町の活性化を図るべきというふうに考えてございます。私から改めて申し上げるまでもございせんけれども、平取町の基幹産業はご承知のとおり、農業でございまして、北海道の中でも気候が良く、比較的温暖で、雪も少なくですね、沙流川の流域は肥沃な土地とそしておいしい水が豊富にございます。そのような環境条件の中で、北海道一のトマト、びらとり牛、お米など、食の宝庫でございます。さらには、先住民のアイヌの人たちが住んでいた町であります。自然と共生する文化は、21世紀を生きる我々をはじめ、子や孫の次の世代につなげていくべき、大切な文化と考えてございます。町としても重要施策の一環として、これまで町ぐるみでアイヌ文化の振興に取り組んできているところでございます。これからは平取町のすばらしい食と文化をコンセプトにした平取らしいまちづくりをすることがまちを活性化させるキーワードというふうに考えているところでございます。また、びらとり温泉の関係も出ましたけれども、平成27年の7月にリニューアルオープンしたびらとり温泉は、3年が経過したところでございます。リピーターも増えまして、旧温泉では年間3万5千人の利用者から現在は約11万人に推移をしております。入り込みの人数にカウントしない、昼食に訪れる方々もカウントしますと、この11万人にプラスして相当の数の方々が、温泉を訪れているところでございます。それはやはりおいしい食があること、また、豊かな自然があることでございますし、びらとり温泉ゆからの名前のとおり、口伝いで人が人を呼んでくれるものであるというふうに思います。またちょっと訂正ありますけれども、リニューアルオープンが27と言いましたけど26

年7月だと思っておりますので、訂正をさせていただきます。そういう優れた地域資源がありますけれども、この平取町にすぐれた地域資源があってもですね、やはり一自治体ではやはり限界があるということから、平成27年の5月に鶴川・沙流川WAKUWAKU協議会を設立をいたしまして、むかわ町、平取町そして日高町が一致協力をして住民との協働による地域の自然、文化、産業の地域資源を活かしながら、地域振興に取り組んでいこうとしてございます。また鶴川・沙流川WAKUWAKU協議会につきましては、広域観光圏域の形成、DMO構築連携事業として本年度から30年の2か年をめどに構築することで、具体的に動き出しております。このDMOというのは、観光地経営の視点に立った観光地域づくりの舵取り役でございます。平成30年までに日本版のDMOの候補法人の登録に向けて、協議をしていく予定でございます。最近の国の動きとしては2020年までに、候補法人だけでなく、世界水準のDMOを全国で100法人形成するという目標を示しております。将来この正式な日本版のDMOとして設定されるためには、登録段階において策定をいたしました日本版のDMO形成の確立計画に基づいた、確実なマネジメントが求められております。そのためにも、現在取り組んでおりますDMOの候補法人の計画についても、成果はもちろんであります。基本的な事項の見直しや確認も含めて、改善点を整理分析して、時間をかけてもですね、次の展開が図られるような戦略も重要になってきております。平取町の観光協会もこれに関係してきますので、法人化も含めて地域の観光振興の舵取り役として、どのようなかたちで進め、そして実施していくかも、関係機関、団体の協力、理解をいただきながら、検討していきたいというふうに考えております。また最後になりますが、観光については、観光協会、あるいは観光業だけの視点で考えるのではなく、観光地域づくりの視点で考える段階にありまして、本当に、住んでよし、訪れてよしの滞在交流観光を目指しながら、自らの地域を愛し、誇りを持って暮らしていると、やはり自ずと誰もが訪れたい地域づくりになるかというふうに思います。このDMOは、やはり、行政がやればよいということではなく、実行していく人材をこれから地域に求めながら、行政が側面から応援していくことが重要というふうに考えてございます。簡単ではありませんが、やれることから実施してですね、失敗を恐れず、やってみることが重要と考えておりますので、答弁に代えさせていただきます。

議長

四戸議員の質問を終了いたします。休憩いたします。再開は10時55分いたします。

(休憩 午前10時44分)

(再開 午前10時55分)

議長

再開します。7番中川議員を指名します。7番中川議員。

7 番
中川議員

本日は就学援助金の新入学準備用の前渡し実施について、それから就農支援の組織づくりについて、質問させていただきますのでよろしくお願いいたします。まず就学援助金の新入学準備用の前渡しの実施についてお聞きします。就学援助を受けている小中学生が増加しているなか、いわゆる三位一体改革において、2005年度以降の準要保護者に対する国庫補助金が廃止され一般財源化されました。生活保護の対象に準ずる程度に困窮している小中学生である準要保護者への就学援助については生活保護法の保護基準のような全国共通の認定基準がなく、かねてより準要保護の認定が市町村教育委員会の独自の基準と方法で行われてきたことが一般財源化の理由としてあげられています。2006年度に文部科学省が全国の市町村教育委員会を対象に国庫補助廃止後における市町村の設定基準の変更について調査を行ったところ、105市町村で他市町村との比較、財政上、市町村合併等を理由に準用保護の認定基準の厳格化、援助支援額の減額が行われております。そこで、平取町の就学援助の制度はどうなっているか。また、教育委員会が定める基準倍率と基準額はどうなってるのか、まずそこを伺いたいと思います。

議長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

それでは中川議員のご質問にお答えいたします。まず就学援助制度の内容についてご説明いたします。まずこの制度は、学校教育法第19条において、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、市町村は必要な援助を与えなければならないとされております。このことにより、平取町においても学用品、新入学児童生徒学用品、学校給食など児童生徒の就学に必要な経費の負担が困難な保護者に対して、就学援助を行っているところでございます。援助の対象者は、町内に住所を有し、町立小学校または中学校に在学する、児童生徒の保護者であり、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者、つまり現に保護を受けているかいないかにかかわらず、保護を必要とする状態にあるものを言います。また、生活保護法に基づく保護の停止、または廃止、町民税の非課税、町民税の減税などいずれかの処置を受けたもので前年における世帯の所得の合計が毎年度、教育委員会が定める額、これは生活保護法第8条に規定する基準支給額に教育委員会が定める基準の倍率を乗じた額、これが認定基準額といたしますが、これに満たない世帯の構成たる保護者に該当するというようなこととなります。支給時期であります、入学後6、7月が主流ということになっております。その中で多くの自治体は、支給対象世帯かどうかを判断する、入学前の前年度の所得で判断するということとなりますが、本町においても、これに基づいて、納税額の決定する6月頃に支給するということとなります。そこで、基準の倍率、それから基準額ということになっていきますが、認定する上での基準ということになってきます。先ほど中川議員が

おっしゃいました平成25年の8月に生活扶助基準の見直しが行われまして、これに伴いほかの制度に影響が生じることが指摘されることから、政府は各省庁に、できる限り影響が及ばないような、対応方針を示しております。この制度も同様であり、文科省から従前の基準、生活援助見直し前の基準ということになりますが、これを考慮し、適切に実施するような通知がございまして、平成26年度から28年度は、国の政策を踏まえながら倍率を定めたところでございます。今年度も文科省から同様な通知がございまして、経済情勢並びに生活保護支給基準の状況を鑑みながら、設定したところでございます。今平取町が設定してる基準倍率は1.4倍ということになります。理由は生活扶助基準を前年と対比したところ同額ということであり、国の基準は1.5倍以内ということと定められております。また、国の施策、従前の基準の平成25年度を対比しても影響はないものと考えております。ちなみにですね、家族構成が父、母、子どもの3人世帯で、平成25年度の基準額というのが160万8000円ということになります。その中で平成29年度の基準額は165万6800円ということで、プラス5万6千円ということになりますが、これにおきましては基準が拡大され、制度が受けやすいというような判断のもと、しているところでございます。以上が制度の内容、それから基準倍率について説明させていただきました。

議長

中川議員。

7番

中川議員

それでは今説明ありました教育委員会基準倍率について伺いたいと思います。平取町は先ほども説明がありましたが、生活保護基準支給額の1.4倍ということで、準要保護基準額となっておりますが、日高管内においては、ほかの町からみますと、少し高い基準額となっております。これらを少し下げた場合、もらえない人たちも多く出てくるのではないかと思いますけども、日高町では町民税所得割非課税限度額の1.2倍、新冠町では生活保護基準額の1.3倍、新ひだか町や浦河町も1.3倍の基準額となっていたと思いますけれども、平取町も毎年、要保護及び準要保護の児童生徒が増えてきている様子から基準倍率について、このまま当分1.4倍で推移できるのか、この辺のことちょっと伺いたいと思います。

議長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

お答えいたします。今1.4倍ということではありますが、これもですね、生活保護支給基準額が大きく変わってくれば、当然その倍率も変化するような状況になります。というのはですね、基本的な基準額が設定されておりますのでそれを大きく超えるということであれば倍率も1.3倍、1.2倍ということと下がる可能性はございます。以上です。

議長

中川議員。

7 番
中川議員

現状、平取町の小中学校の児童の親たちも片親が増えてきております。そのなかで少しでも子育てに協力できるように、これからも基準額の維持については、先ほども生活保護の基準に基づくとおっしゃっていましたが、少しでも多くの人たちに給付できることを願いたいと思っております。それでは、次に、新入学準備費用の前渡し支給について伺います。その前に、平取町の就学援助の実態はどうなってるのか伺いたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

議長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

お答えいたします。平取町の就学援助の実態ということですが、基本的には、国の支給額に準じて平取町児童生徒就学援助費交付規則に基づいて実施しているところでございます。学用品、通学用品、郊外活動費、新入学児童生徒学用品、学校給食費、修学旅行費、通学費、児童生徒会費、PTA会費全額及び実費分を全額を支給してるような状況でございます。平成29年度現在ですが、小学校で41件、中学校で18件、計59件、支給額にいたしますと、全体で539万7千円という支給をしております。制度の流れですが、3月に教育委員会から学校へ周知し、学校から保護者への取りまとめということになっております。申請時期におきましては、4月から5月はじめに申請していただき、税の確定する6月に認定、援助費を支給するというような実態でございます。

議長

中川議員。

7 番
中川議員

わかりました。多分、平取町の小学校、中学校の児童生徒は400人ぐらいだったかと思われましても、そのうちの59件ともなると、約1割半の児童が援助を受けているということですね。今年の8月13日の北海道新聞の記事にこういうことが書かれておりました。子どもの貧困対策ということで、入学準備金は生活保護世帯に近い経済状況の準要保護世帯を対象に市町村が行う就学援助の一つで、制服やランドセルなどの購入にあててもらおう。支給額は各市町村が決め、文部科学省は支給の目安を本年度から前年度の約2倍の新小学生4万6千円、新中学生4万7400円へ引き上げた。大半の自治体は目安と同額を支給する。ただ、多くの市町村が、前年の世帯所得で支給対象かどうかを判断しており、所得に基づく納税額が確定するのは、4月以降と遅い。このため、学用品を買いそろえる入学前には支給されず、費用の捻出に困っている世帯が多く見られる。北海道新聞が人口の多い上位10市の市教委に確認したと

ころ、札幌、苫小牧、江別3市は新中学生の支給を6月から3月に早め、対象人数は札幌が約2300人、苫小牧が約250人、江別が約180人、来春には苫小牧が新小学生も前倒し対象として、小樽は小中学生いずれの支給も早めることを決めた。というふうに書かれておりました。実際平取中学校の制服代はと言いますと、男の子が4万1040円、女の子が4万9896円、そして、ジャージが1万368円、それからTシャツが1800円から2700円と、やはり入学時期には制服代のウエートが大きいいようにも思われます。そこで少しでも、子どもの貧困対策を考えなければと思いますが、まず29年度の新入学準備金の件数と金額について伺います。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えいたします。平成29年度の就学準備金の件数でございますが、小学校で5件、中学校で8件、計13件ということになっております。

議長 中川議員。

7番 中川議員 対象となる全国の児童生徒も急増していると聞きますけども、平取町も例外ではないように思います。しかし、今新入学準備金の件数を聞いたところ、13件、58万2200円という金額ですけども、この金額なら前倒しも可能のような気がします。そこで、実際苫小牧市では、認定については同居されてる方全員の前年の1月から12月までの収入の合計額が必要額を下回る場合に認定されます。雇用保険、傷病手当金、年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当、養育費、援助費などの収入が対象となっております。就学援助費申請書の提出と提出期限については、今までと同じ申請書につけ加えられ、新たに新中学生1年生のうち、新入学用品の入学支給を希望される方がつけ加えられておりました。提出先は教育委員会学校教育課への提出になっておられました。それも2月15日までの提出期限となっております。そこでですね、税務課長にお聞きしたいと思いますけども、もしこの制度を利用する場合、前年の1月から12月までの収入を2月15日までに提出し、同居されてる方全員の前年の収入だけで3月のはじめまでに所得に基づく納税額が確定できるのでしょうか。

議長 税務課長。

税務課長 中川議員のご質問にお答えいたします。平取町児童生徒就学援助費交付規則の中の第2条に、交付対象として町民税が非課税となるものとなっているという記載がございます。この規則から基づきますと、今現在でいきますと非課税の判定は前年の所得金額によることから、現状の作業からいきますと確定申告か

らはじまりまして、給与からの特別徴収の場合は5月中旬以降、それ以外は6月中旬以降にほぼ判明しますが、当町の税額の確定は7月1日となります。ですので年度当初での対象者の可否の判定ということは難しいかと思われます。また苫小牧市の収入による判定ということをお話されましたけれども、当町の現在の規則からいくと所得による判定で可否の部分で対象者を決定するということになっておりますので、繰り返しますが、当初での判定は難しい状況でございます。

議長

中川議員。

7番
中川議員

難しいということなんですけども、もしこういう条件で認定する場合には、教育委員会側の判断となるような気がしますけども、今、こうした平取町にも近い苫小牧市でも実施しているなか、日高管内ではまだ手をあげられていないとは思いますが、話を聞けば、新ひだか町と浦河町は検討に入っているということなんですけども、ぜひこの機会に平取町もとは思いますが、先ほど説明の中で、29年の新入生が13件となっておりますので、前倒しの考えはないのか質問したいと思います。

議長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

お答えいたします。前倒しの支給ということではありますが、基本的に要保護者、これは生活保護世帯及び準要保護者への就学援助に対して、新入学児童生徒学用品及び、これらに相当する援助を市町村の判断で、小学校及び中学校へ入学する年度の開始前に支給することは可能ということとなっております。しかしながら平成28年度まで要保護者においては入学する年度の開始前に支給された援助にかかる経費は補助対象外ということになっておりましたが、国も本年度7月に入学準備金について、入学前から支給するような運用ということに改めたところであります。準要保護者に対しても就学援助については、先ほどお話いただきましたが、三位一体改革により平成17年度より国の補助を廃止し、税源移譲、地方財政の処置を行い、市町村が単独で実施しているような状況であり、基本的には市町村が判断するということになりますが、これも、要保護者に準じて運用するということになっております。この新入学準備金の前倒しですが、本年度、29年度新冠町が実施したということになります。それから議員からお話ありました日高町、浦河町についても、30年から実施の検討ということになっております。新ひだか町は31年に実施を検討しているということでもあります。いずれにしても新入学準備金は就学援助制度の一環ということで、小中学校への入学に支給されるものであり、入学前のランドセル、また制服などの購入に費用がかさみ、経済的には苦しい家庭状況を考えれば新入学準備金は前倒しが理想と考えます。ただですね、前倒し支給するというこ

とになれば、この制度が基準となる前年度の所得額によって審査するということとなりますので、この審査時期が2月ごろということとなりますので、所得が確定していない。個人の収入の申告により判断するということとなりますので、当然、所得が確定した時に返還という事態も起こり得るかなということもございます。このような問題も含めて、現在、各自治体の実施方法などを調査しております。どのような方法が一番良いのか、実施に向けて、今検討しているというような状況でありますので、ご理解いただければと思います。

議長

中川議員。

7番

中川議員

今説明いただきましたけども、前向きな答えをもらえて本当にありがたいです。学校の関係者ともお話をさせてもらっていますけども、前渡しについては、検討してもらいたいと、先生方も願っていたところです。今子どもの6人に1人が経済的支援が必要な時代だと記事等にも掲載されておりましたので、ぜひ早目の対処をお願いしたいと思います。そこで、最後に教育長にお伺いしたいと思います。今まで話をしてきた流れの中で、難しいと思うんですけども、ぜひ、来年度からという考えはないのか。そこら辺のことをお聞きしたいと思いますのでよろしくお願いします。

議長

教育長。

教育長

お答えします。質問の答弁については生涯学習課長のほうから答弁いたしました。教育委員会内部でも検討をしまして、できれば30年度、要するに来年の2月、3月に支給できるようなかたちでというふうに今考えてるところです。各自治体もそういうふうに前倒しを進めてきているということで、うちの町もですね、経済的に苦しいところについては、そういうようなかたちで援助をしていきたいというふうに考えておりますし、それに必要な事務手続きですとか、規則ですとかそういう改正が必要ということであれば、それまでに直しながら、できれば30年度に対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

議長

中川議員。

7番

中川議員

本当に前向きな答えをいただいて本当にありがとうございます。方法はどのような方法をとっていくのかわかりませんが、義務教育段階の公立学校では授業料の負担がないのは当然ですけども、さまざまな出費が求められております。こうした費用負担の困難な困窮家庭に、教育法に基づき、資金を支給するのが就学援助の制度だと思いますので、前倒しについても、いろいろな課題もあると思いますが、早急の対処のほどよろしくをお願いしたいと思います。

す。これで就学援助の質問は終わらせてもらいたいと思います。
次に就農支援の組織づくりのことについてお聞きしたいと思います。以前、6月の定例議会において新規就農者事業と研修生住宅について質問しましたが、その後、就農者たちと再度話し合いをし、その中で根本的な課題が見えてきたので、この話し合いを先月の11月2日に紫雲古津生活館において就農者のアンビシャス役員と町長を交え、役場関係者とお話をさせてもらっています。その質問の中で、就農地や住宅の選択肢が少ないなか、新規就農者の募集をするのはいかがなものか。また、現状を考えると、新規就農者受け入れ計画には無理があるのでは。さらに、就農準備段階になって、初期投資や営農資金、就農地の現状を知り、来町前に聞いていないなど、困惑、不満、悩みを抱えておりますので、農業人フェア等の募集の段階で現状をきちんと説明してほしいなどの質問があげられてきました。行政側の答えの一つに、産業基盤である農業を維持していく上で、就農者の募集は今後も、産業を維持していく上で前向きに継続していくと答えておられました。今の現状から、募集方法を改める必要があると思いますが、今までどおりの計画で募集を進めるのか、今の現状の課題を踏まえ、今後改善しながら募集していくのか、どう考えておられるのかお聞きしたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

中川議員の質問にお答えさせていただきます。11月の2日紫雲古津生活館において、アンビシャスのメンバーの方々と町のメンバーで意見交換会を行わせていただきました。質問に対するお答えといたしましては、町といたしましては、トマトの産地を維持していく上でも、新規就農者につきましては、必要と考えておりますので、募集については継続をしていきたいというふうに考えておりますし、この意見交換会の中で出されましたご意見につきましては、参考にさせていただきながら、農協、町、そして、受け入れ農家さんの三者で議論しながら、より良い方向に進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長

中川議員。

7番 中川
議員

今の答えでありますけども、今までどおり続けていくということですけども、私も話をしているうちに、彼らが一番心配していることは、住宅の確保ではないかと思っております。4年間は研修生住宅に住めるのですが、その後のことを何か一番悩んでいるのではないかなと、そう思うところでございます。多分平取町に来町した時には、理想と現実のギャップが大きかったので悩みを抱えたのではないかと思っております。しかし、町の考えとしては国からの助成、農業次世代人材投資事業や農地保有合理化事業などがある限り、町からも、新

規就農者促進対策事業として、いわゆる500万円の助成を続けて、改善できるところは新たに考え、本人たちが自分でできることは頑張ってもらい、地域の方たちと協力を交えて、新規募集は継続してもらおうということで、継続していくということで、今のお答えの中ではよろしいですね。わかりました。それでは組織についてお伺いしたいと思います。11月21日のまたこれ新聞なんですけども、農業新聞の記事の中で、私たちの町と同じような課題が掲載されておりました。問題としましては、長野県の問題なんですけども、同室は東京、大阪などの相談会で、100組以上の就農希望者と面談、その中で、農業研修ができる環境がないことや、Iターン就農希望者向けの住宅が少ないことなど、受け入れる側の支援体制の不備が課題として浮かんでおりました。そこで長野県のとったことに対しては、管内の8市町村と担い手育成支援のために連携する新組織を南信州担い手プロデュースを設立した。JA担い手支援室が中心となり、就農希望者への情報提供や研修、移住支援など、経営面から、生活面までを総合的にサポートする。JAは各市町村とJAがまとまって取り組むことで、南信州地域として担い手育成を効果的に進めたいと書かれております。事業としては、ホームページの情報発信、また住宅の斡旋、資金調達支援、結婚、子育てといった家庭生活の支援などを行い、幅広いサポートで就農を後押しする構想となっておりました。この長野県の場合はですね、8市町村と私たちの町にはそぐわないところもありますけども、課題については、私たちの町と同じような問題になっていると思います。平取町は現在、担い手対策協議会の中で就農支援について話し合われておりますけども、就農後の生活面までは相談されておられません。今の現状を見ますと、研修期間やお世話になっている農家の人たちがそれぞれ住宅や就農地を探すことに苦労しております。そこで、長野県のような問題を解決してくれる組織づくりなどの考えはないのか、伺いたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

はい、ただいまのご質問でございますけども、ご存じのとおり平成11年から新規参入者を受け入れるために、当町においては担い手対策協議会が設立されております。あわせて地域の中で振内地区につきましてはネオフロンティア、紫雲古津地区につきましてはアンビシャスというかたちで受け入れ農家さんを中心に、地域の組織が立ち上がっているところであります。それらを担い手協議会が網羅してるわけなんですけれども、今ご質問ありました、就農地や住宅という部分に特化して、新たな組織をとる部分については、現段階では設立をする予定はございません。ただ生活面等の支援につきまして、現在、支援センターが中心になって行っているつもりでありますので、その辺につきましても、支援、サポートの面につきましては、強化をしていきたいというふうにご考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

議長

中川議員。

7 番
中川議員

私も組織についてはちょっといろいろ難しいところはあると思いますけども、課長の答弁の中でも少し前向きな答えだったかなと思っております。11月の話し合いの中で町長は、問題の就農地や住宅確保等について、案として、専門で扱う部門、町と農協から専門職として各1名選出、また、問題をクリアできるように、町、農協、農家の三者が協力して取り組まなければならないと人的支援についても答えていたと思われまじけども、このことが本当であれば、就農者も相談しやすいでしょうし、研修を受けられた農家の方たちも安心して送り出すことができると思いますが、この人的支援についての考えを町長にお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長

町長。

町長

それでは私のほうから答弁をさせていただきますが、新規就農者が平取町にやって来て、これまで新規就農者を受け入れても、土地を斡旋できなかったことはなくてですね、全ての新規就農者に土地を斡旋して立派に農家として成功してございます。確かに新規就農者の土地をあらかじめ用意していくというのは、一番望ましいことではございますけれども、既存の農家はですね、近い将来、土地を譲るといふ約束をすることはさまざまな理由から難しくなっているのが現実ではないかというふうに思っております。振内のネオフロンティアのように、新規就農者のトマトの技術指導から、土地の斡旋、あるいは住宅の斡旋、あるいは地域参加などに自主的に取り組んでございます。基本的には町もいろんな改善をしながら応援してまいりますけれども、地域が、自分たちのブランドを守るために真剣に頑張らない限り、課題解決はないのかなというふうに考えてございます。地域が努力することは、これは行政のためではなく、自分たちの将来の生活を守るということにつながるというふうに考えてございまして、今後とも、町、農協、地域がそれぞれの役割を果たすことが重要であるというふうに日頃から考えているところでございます。それで11月2日にお話したなかで、一つは私もお話ししたように、農業支援センターのほうに、地域に精通した人材を見つけて、そういったさまざまな課題解決に当たることも考えられますし、これらについては農協とも協議を進めてございます。しかしながら適当な人材がいるかということもありますし、また負担も伴いますので、これらについては十分検討してまいりたいというふうに考えてございまして、またもう1点は地域の事情をよく知っている、また地域から信頼できるような、そういう世話人というか、そういったものを町のほうから、非常勤でもご委嘱をいたしながら、そういったことにそれぞれの地域の実情にあった対応するというような二つの方法があるかなというふうに思っておりますので、それに

については十分、この2通りの関係について、前向きに進めさせていただきながら、本当に適切な対応をしてみたいと思いますし、また本町地区にはアンビシャスという立派な組織もございますし、振内にはネオフロンティアという振内の就農者の受け入れ協議会がありますので、ぜひ情報交換をしていただきながら、みんなで汗をかきながら、課題解決をしてみたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長

中川議員。

7番
中川議員

町長がおっしゃるように、私も振内の役員さん方ともちょっとお話しさせてもらいましたけども、その中でやはり両方がお互いに課題をぶつけあって、その課題を両方の力で何とかしていくようにかたちをとっていかなきゃいけないなと、そういうふうにお互いに思うところがございます。先ほど町長がおっしゃっておられました、人的についても、考えてくれてるんだと本当に思っております。この平取町に新しく来た人たちが、経営面から、生活面まで総合的にサポートしてくれる人たちが専門の人たちがいたなら、本当に心強いと思われれます。また、IターンだけでなくUターン、それから第三者継承といった受け入れにもこれは役に立ってくるのではないかと考えてます。その中を協議会の中で、今後とも話し合われて早く現実になればと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。これで私の質問を終わらせていただきます。

議長

中川議員の質問は終了いたします。続きまして6番藤澤議員を指名します。藤澤議員。

6番
藤澤議員

6番藤澤です。まず冒頭にですね、この議題を選んだということについて、お話をしたいと思います。私個人的には今年の2月に6次計画をぺらぺらぺらと中身を読ませていただきました。5次計画まっただ中にも議員として在職をしておりました。そういうことで、まさに我々の議員生活も折り返しを今進んでいる最中であります。この12月議会にこの一堂に会したかたちで、過去、現在、未来という意味合いにおいても、町民の方もおられます、そして、一つの平取町の方向先といいますか、ある程度の考え方を共有していただくのが私の今日の本懐かな、本望かなというかたちで、進めさせていただきます。川上町長も3期目を今まさに爆走中でありまして、平成20年6月中道町長から引き継いだ町政は、平成16年に合併しない道を選んだ。これは、町政100年にとって大事件と言っていいほどの日数を重ねて、隣町との協議を重ねて、単独の道を選んだ。折しも、当時は町長も町の幹部として在職しておられて、引き受ける就任前の15年、18年にはあの未曾有の大降雨災害、これも現場に立ち会って、そして町長になってからも、いわゆる復興のために大変な尽力をいただいた。このような厳しい行政運営を引き受けられたなかで、5次計画の当

時の10年目には、23、4億あった基金がおそらく3億あるいは1億ぐらい、もしかしたら0円になるかなという大変な、議会としても危惧を抱き、確か稲原議長の時でありましたが、町側より今の基金を段階的に使わせていただきたいという申し入れもありました。そういう時代に、川上町長は、例えば光回線の導入、これは考えられないような超低利です、町の持ち出しが本当に少ないことで、他町に先駆けて今、光回線の我々恩恵を受けとっているところでもあります。またもう一つ言わせていただければ、思い出すのは鹿柵の事業であります。14億円。これは、議題に乗ってから、1年のうちにやってのけた。10億もかかるような仕事を1年中にやってのけた。こういうことに、随分私どももこれはやる気だなと、一生懸命支えなきゃならんなど、そういうふうな、いわゆる、冒頭申し上げた、過去現在未来においての過去の部分を、今私申し上げたことはほんの一例でございますが、基金が、3億円、1億円あるいは0円になるかのものが今27億積み立てててですね、そして他町より先駆けた事業を次から次と展開された。このことについて、まず、総括的な意味合いを込めて、発言をいただければなと思っておりますので、お願いをいたします。

議長

川上町長。

町長

それでは答弁させていただきますが、第5次の総合計画の関係につきましては18年から平成27年までということで、私が町政を担当したのは20年7月ですから3年後ということになりますけれども、本当に総括して10年についてはですね、まず最初に申し上げなければならないのは、やはり職員も一生懸命頑張っていたことに尽きるのかなというふうに思っているところを前段に申し上げながらお話を申し上げたいというふうに思います。今お話がありましたように、私は20年の7月に町長という重責を担うことになりまして、中道町長町政を引き継ぎながら、早くも9年6か月が経過したところでございます。第5次の総合計画の10年を総括しますと、やはりいろんなことが思い出されますが、やはり長く続いた景気の低迷、そして政権交代、東日本大震災など、大変厳しい社会情勢の中で、人口減少対策、農林業対策、少子高齢化対策、財政健全化対策など、多くの課題と向き合いながら、また乏しい自主財源と地方交付税の動向に左右されながらですね、創意工夫を凝らしながら、地道に取り組んできた10年ではなかったかなというふうに考えております。特に印象に残るのは、国が地方分権の一環ということで行われました三位一体改革によりまして、税源移譲するかわりに、国の補助金、交付税を削減することとでございます。しかしながら、結果としては町の収入の2分の1を占める地方交付税だけが大幅に削減されまして、どの町も、長く厳しい財政状況が続いてきたところでございます。このような状況の中で、町政運営できなければ合併しなさいという、いわゆる平成の大合併として、国からの促進を促された時期でございます。さらには、藤澤議員もお話ありましたように、そういった状

況の中で、追い打ちをかけるように、平成15年、そして18年の未曾有の台風等の未曾有の大災害に遭遇して、本当に町としては危機的な状況の中でございました。このように二重、三重の厳しい状況の中ではございましたけれども、平取町はどの町とも合併せず、将来にわたり自主、自立の道を選択して現在まで歩み続けてきたところでございます。このような厳しい状況の中でございましたけれども、平成18年を初年度とする、向こう27年までの第5次の総合計画10か年計画が策定しました。その当時の財政シミュレーションはお話のとおり、基金は24億の基金も10年後には約3億8千万円しか残らないという推計でございました。町民の皆さんは基金がなくなっても平取町をなくさないでほしいという強い願いのもとに、先人の方々は自主、自立の英断を下され、第5次の総合計画がスタートしたところでございます。私が町長に就任して第5次総合計画3年目ということですが、特に、基幹産業の農業振興については、長年の懸案でありましたエゾ鹿侵入防護柵の整備、これについては2か年で実施をしてエゾ鹿からの農作物の被害を防いだこと、また農業の将来を見据えて、新規就農対策事業を積極的に推進するために、紫雲古津の実践農場に次いで、振内にも整備をし、担い手対策に力を入れたところでございます。現在では、平取トマトについては15年連続して1万トン、30億円を突破して、ここ5年間は40億円、達成をして、今年は過去最高の43億6千万円の偉業を達成したところでございます。また、平成21年に政権交代がございまして、平取ダムの建設事業が一時凍結されたところでございますけれども、災害に強いまちづくりのために、終始一貫、コンクリートも人を助けることを訴え続けるとともに、町議会をはじめ、町民の皆さんの後押しのもとに、3年3か月経過しましたが、個別ダムの検証の結果、平取ダムの継続が決定されまして、今年の7月に定礎式も厳粛な中で終了いたしまして、2020年の完成に向けて工事が進められているところでございまして、長い間の懸案事業が約半世紀かかりましたけれども、一定のめどがついたところでございまして、安堵をしているところでございます。また、10か年の中では、やはり、びらとり温泉の改築につきましては、さまざまなご意見もございましたけれども、町議会の高い判断によりまして、26年の7月にリニューアルオープンをしたところでございます。びらとり温泉ゆからは町民の憩いの施設として利用されるとともに、交流人口の拡大、さまざまなこのことが相乗効果が出てきているところでございます。旧施設の指定管理料についても、特に申し上げておきたいと思いますが約4千万円の経費については、現在は指定管理料なしで運営されて、なおかつ寄付金として、頂戴しております。本当にありがたいこととさせていただきますし、この約4千万円の浮いた財源については、ほかの重要な財源に回せることは、厳しい財政状況の中では大きな成果であったというふうに考えてございます。また、アイヌ文化の振興では、イオルの再生事業、アイヌ文化情報センターの整備、伝統的工芸品としてイタとアツシが北海道初の指定、そして重要文化的景観の追加選定、さらには白老町の象徴空間整備にあわせて二風谷地区

の再整備、民芸品の共同作業場整備などアイヌ文化の振興については、町ぐるみで町議会、アイヌ協会、行政ともに積極的に進めているところでございます。その他にもさまざまな取り組みがございますけれども、これらの事業の多くはですね、本当に厳しい財政状況を勘案しながら、さまざまな補助金、交付金等の組み合わせをしながら、また残った、補助金を差し引いた財源については、有利な、良質な起債の活用によって健全化の中で取り組んできたところでございます。これは町議会をはじめ、町民の皆さんのご理解、ご協力の賜物とともにですね、職員の力によるものということで感謝をしているところでございます。さらにこの10年間で、食と文化をコンセプトにした平取らしいまちづくりの礎ができてきたことが、第5次総合計画10か年の総括するところでございますので、答弁いたします。

議長

藤澤議員。

6番
藤澤議員

6番藤澤です。先ほど町長の言葉に、職員にも感謝をすると。大変、私自身も言葉に足りないところがあったというふうに、まことに職員の方にも、頑張っていたいただいと。まさに、三位一体改革、そして前に述べた災害。三位一体改革については職員も、自ら給料を下げたという、まさに三重苦のような状況で、よくここまで頑張ってくれたと、まず称賛の言葉を申し上げます。そして現在、羅列して申し上げますが、人づくり事業については先ほど出ました人材の確保、あるいは教育というかたちで答弁も出ております。また、インフラについてはもう50年経過したものがあちこちに存在して、直さなければならない。また、役場も大変半世紀を過ぎている。消防庁舎も、もう43年も経過している。また、そのほか、2庁、3庁の施設も老朽化がはじまっている。そして先般も議題に出ていました交通網の整理というぶんも、これは、道南バスあるいは町の関係、社協、全てを入れたかたちで再構築が必要なのかなど。いろんなお金のかかる、いわゆる箱物と地中に埋まっているもの、お金のかかる時代がこの6期の中の10年、現在これから迎えることなのかなど。それらを総称して、意気込みのほどを伝えていただければありがたいと思います。

議長

町長。

町長

それでは、答弁をいたしますが、これまでの経済成長期の1970年代にはですね、非常に交付税も潤沢に入りまして、各町が競うように公民館あるいは図書館、体育館等々を整備してまいりました。これは、平取町も同様でございます。その公共施設も40数年を経過して、老朽化し、あるいは更新しなければならない時期に遭遇をしてきてございます。また、別な視点から見ますとですね、どの町も人口は半減してございまして、平取町におきましても、昭和35

年には人口が1万3千人ほどをピークにしながら、人口減少しております、平成27年度の国勢調査では5372名ということで、ピーク時より半数以下となっております。今後はですね、やはり人口規模に応じた、適正な公共施設の整備を考慮しながら、まちづくりをしなければ、町自体が維持といいますか、存続できなくなるというふうに考えてございます。したがって、現在、国保病院の規模も将来人口にあわせて、建設当時については71床でございましたけれども、現在は42床ということで建設をしているところでございます。現在、これらも含めて、現在進められている、また進めようとしている病院をはじめ、役場庁舎、消防、生活館等々の老朽化した公共施設も多いことから、やはり、人口規模、並びに財政状況にあわせながら、公共施設の適正配置について、考慮していかなければならないというふうに考えておりますので、議会をはじめ町民の皆さんのご理解とご協力が必要というふうに考えております。しかしながら、ひるむことなくですね、今後とも、平取町の一層の発展に向けて、チャレンジの歩みを続けていかなければならないというふうに考えております。以上でございます。

議長

藤澤議員。

6番
藤澤議員

6番藤澤です。話が後先になるかもしれませんが、藤澤資料の1と2というのを開いていただきたいと思っております。第5次計画には、まち・ひと・しごと創生、また協同という言葉が全面に出ております。そして6次計画においては、住民基本条例にのっとりかたちで、住民の参加、そして、情報共有というのが付け足されていると思っております。そこで、将来負担率という表を二つに分けて持ってきたわけですが、実は、私が全道の議員研修会でいただいた冊子の中から拾い集めたものでありまして、絶対正確かと言ったら絶対でもないかもしれませんが、ほぼこの資料1については、ほぼ間違っていないと思われまして。例えば右方の夕張市については破綻当時1500程度の数値でございました。このときに平取町はプラスの39程度。そして、管内ではだいたい150から200程度であったと。というのは、右に行けば行くほど財政が苦しい状況であると。それから左上から下に行けばだんだん楽になって余力がある、資金的にも余力があるのかなということでございます。平取町については、先ほど10年前のことを申し上げましたが、ふと気づいたことには当時、資料1の一番下の紫の丸の中は将来負担比率がゼロのところは、表にのらないということから、大ざっぱに紫の丸で書きましたが、この資料2について、10年前にゼロ以下だったのが、約40町村、そして今回、これは28年末の数字であります、ゼロ以下になったのが60町村ですか。倍に増えた。これは、何年前でしたか、連結決算を求められてから各町は割と数字で判断しやすくなったというのが特徴かと思われまして。そこで、時間もなくなってまいりましたけれども、よくよく見てみると、この資料2の市が一つ入っておりますけども

市町村については、人口規模はそんなに大きくないんです。大きくないところが将来負担率がゼロだから、全てがいいという意味合いでないですけども、だいたい経常収支比率からいわゆる五つ六つ七つぐらい比率あると思うんですが、ほとんど肩並びなんです。将来負担率だけは平取町は全道で良いほうから20番目と。いろいろ調べていきますと先ほど言いましたように小さな自治体が数字が良いと。恐らく身の丈にあった町政、財政運営をしていたからであろうと思われるんです。そしてあるシンクタンクでは、将来、30年35年には、人口が3800人くらいになるであろうというデータも示されております。そこで、なぜこの資料を出したかという裏付けについてお話をしたいと思います。例えば今5400人の人口が、3800人という想定した時にどうするんだろうと。5千人のもので箱物つくったけど3800人になってしまった。やはり、今先ほど申し上げた、6次計画の中でいわゆる箱物的なものについては、将来を見据えた規模で、身の丈にあったということが望ましいのかなと思われるんです。そういうことで、これは町理事者側と議会とそして町民が一堂に会したかたちの情報を共有してですね、この資料2にあるようなどんなちっちゃな町でも、頑張って良い数値を出してるということを糧にしてですね、決して、平取町ももちろん人口増をねらって頑張るわけですけども、必ずしも3800になったからどうしようということにはならないと、そういう私自身の結論に達したわけでありまして。平取町が我慢して、節約して、そしてそれでいていながら、ぴかっと光るまちづくり、そういうものを目指していただきたい。ちょっと答弁はちょっと時間ありませんね。以上申し上げて答弁を待ちたいと思います。

議長

休憩します。再開は1時です。

(休憩 午前11時59分)

(再開 午後1時00分)

議長

再開します。午前中に引き続き、藤澤議員への答弁からお願いいたします。町長。

町長

それではご答弁申し上げたいと思います。先ほど将来人口3800人というようなお話がございましたので、第6次の総合計画の10か年計画の人口推計でいきますと、国勢調査に基づく推計からしますと、平成27年度で5372人が10年後の平成37年の人口推計は4538人というふうに推計をしてございます。また日本全体が人口減少時代を迎えているなかで第5次の総合計画に引き続きながら、産業振興での地域特産品をはじめとした資源の確保と雇用を結びつけながら平取町にある魅力をさらに高めていくこととして、第6次の総合計画の最終年次については目標人口を4800人というふうにしてございま

すので、よろしくお願いをしたいと思います。2点目は将来負担比率と平取町の財政運営の関係でございますけれども、平取町の財政状況は日高管内におきましては、財政健全化で行政運営しているかというふうに思っております。将来負担比率については町債等の将来負担が見込まれる額の財政規模に占める割合でございます。地方債ほか一般会計が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率でございます。将来負担比率が400%を超えると早期健全化団体となって国に対して財政健全化計画を提出することになってございます。資料調べてみましたら、20年の時の財政支出の関係見ますと、19年度で将来負担比率が33.9%、3か年平均でありますけれども33.9%でございましたが、その後交付税も増えてきたこと、あるいは、借金もできるだけ少なくするということから、平成23年から連続して0%となっておりまして、今後の推計値についてはいろんな公共施設の老朽化に伴い起債を借り入れすることから、これまで同様に0%というのとはならないというふうに考えておりまして、将来負担比率0%であれば一番良いわけでありましてけれども、前段ご答弁申し上げたように、老朽化に伴うハード事業の整備が控えておりますことから、将来負担比率はこれから少し高くなっていくのかなというふうに考えてございます。しかし例えば道路だとか、学校、あるいはふれあいセンター、温泉などの公共施設は、これを借金しても、数十年にわたって使われまして、将来世代も恩恵を受けることとなりますので、こうした公共施設に充てるお金は将来の受益者にも負担をしてもらうのが公平であるというふうに考えておりますが、しかし、できるだけ借金をしないことが望ましいことからですね、今後とも、十分、国あるいは道の補助金等の財源を確保しながら、残りは良質な起債により、整備をしてまいりたいというふうに考えてございます。そういったことで、これからも財政健全化と言いますか、健全ななかで、持続可能な町政運営をしてまいりたいというふうに思っておりますので、答弁いたします。

議長

藤澤議員の質問は終了いたします。以上で通告のありました議員からの質問は全て終了いたしましたので、日程第5、一般質問を終了いたします。日程第6、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。諮問にあたり町長の説明を求めます。町長。

町長

それでは諮問第1号の人権擁護委員の推薦についてご説明を申し上げたいと思います。人権擁護委員に次の者を推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。意見を求める方は住所、沙流郡平取町本町102番地4、氏名、杉岡良子氏でございます。生年月日は昭和24年3月28日、68歳でございます。次のページをご覧ください。経歴概要については、以下のとおりでございますけれども、下の行にありますように、平成27年の4月1日から現在まで3年間、人権擁護委員として、ご尽力をいただき、引き続いての継続を求めらるものでございまして、経歴概要については省略をさせていただきます。人格

識見も高く、適任者でございますので、議会の意見を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。人権擁護委員として杉岡良子氏を推薦することとして答申することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、杉岡良子氏を推薦することとして答申することに決定しました。

日程第7、議案第1号平取町簡易水道設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

それでは議案第1号平取町簡易水道設置条例の一部改正についてご説明申し上げます。今回の改正につきましては、現在、平取町の簡易水道事業は、本町地区、中部振内地区、貫気別地区の3地区に分かれておりますが、北海道からの指導によりまして、基本的には水道事業については一市町村一事業にするよう指導がございましたので、地区の統合と、それに伴う給水人口及び給水量を変更するものでございます。なお、北海道からの水道法に基づく変更認可の許可は8月9日付けでいただいておりますことを申し添えます。それでは新旧対照表でご説明申し上げますので5ページをご覧ください。まず、第1条において、名称を平取町簡易水道事業に改正しております。第2条第1項において、3地区に分かれている事業の給水区域、給水人口、給水量を削除し、第2項において、給水区域を別表により記載し、給水人口4498人に、給水量を2681立方メートルに改正しております。以上ご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

質疑を行います。質疑はございますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第7、議案第1号平取町簡易水道設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第2号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案7ページ、議案第2号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、お手元の資料、平成29年度職員の給与改定に関する概要に基づきご説明いたします。はじめに、表の左側、職員の給与に関する人事院勧告（抜粋）についてご説明いたします。1、勧告の骨子であります。勧告月日が平成29年8月8日、(2)民間給与との格差であります。これは従業員50人以上の事業所を対象に人事院が調査を行っているもので、月例給については民間との格差631円、率にして0.15%、平均年齢は43.6歳で②ボーナスについては民間は給料の4.42月に対して公務員は4.30月でありました。2、給与改定の内容と考え方といたしまして人事院は民間給与との格差を解消するため、以下のとおり、給与の引き上げ改定を勧告いたしました。(1)給料表の改定率は平均0.2%で、初任給は民間との間に差があることを踏まえ、これを1千円引き上げ、若年層についても同程度の改定を行い、その他は400円の引き上げを基本に改訂するものであります。(2)ボーナスは現行が年間4.30月分のところ、改正後は4.40月分となり、支給期別の内訳は、次の表に記載のとおりとなっております。(3)扶養手当については、平成28年の勧告で次の表に記載のとおりとなっております。(4)実施時期は平成29年4月1日からとなっております。続いて表の右側、町の措置方針(案)についてご説明いたします。職員の給与改定にあたっては、町は従来から、国家公務員給与に関する人事院勧告の内容を尊重してきた経緯があることから、本年度についても同様に措置する方針であり、表の左側で説明いたしましたように、人事院勧告の内容と同じ内容の改定を行おうとするものであります。裏のページをご覧くださいと思います。平成26年度人事院勧告に基づき、平成27年4月1日から実施している月額給料の平均2%引き下げを内容とした給与の総合的見直しによって、その実施時点における給料月額を3年間保障する経過措置及びそれまで行われていた6級の管理職で55歳を超える職員の給料月額を1.5%減額する措置は、平成30年3月31日をもって廃止されます。人事院勧告に伴う職員給与条例の一部を改正する条例案は、国家公務員給与法改正案が参議院本会議で、去る12月8日に可決成立いたしましたので、それ以後に開催された本議会定例会に提案するものであります。以上、議案第2号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり

決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第8、議案第2号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第9、議案第3号平取町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづく
り課長

それでは議案第3号平取町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてご説明いたします。議案の23ページをご覧ください。本件は過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、平取町過疎地域自立促進市町村計画の変更をしようとするもので、同法第6条第4項の規定により、北海道知事との協議が終了したことから、議会の議決を求めるものでございます。それでは計画の変更について説明いたしますので、次ページをご覧ください。まず、6. 医療の確保の(3)計画の事業名(施設名)の欄に(3)診療施設、診療所、事業内容欄に平取歯科診療所医療機器整備事業、医療機器更新、事業主体欄に平取町を新たに追加し、さらに8. 地域文化の振興等の(3)計画の事業名説明欄に(2)過疎地域自立促進特別事業、事業内容欄に二風谷アイヌ文化博物館改修事業、(事業内容)としまして、博物館施設改修、必要性及び効果につきましては、訪日外国人の増加に対応するため、博物館内を改修し、体験・交流の場として多機能化を図る。そして事業主体欄に平取町を新たに追加するものでございます。なお変更後の事業費等につきましては、26ページに参考資料を添付してありますので、ご覧いただければと思います。本過疎計画につきましては昨年の3月定例会におきまして、平成28年度から32年度までの計画策定の議決をいただきまして、さらに、昨年の8月、それから今年の3月定例会におきまして、計画の変更の議決をいただいているところであります。今回追加する平取歯科診療所の医療機器更新とアイヌ文化博物館改修事業につきましては、去る6月定例会におきまして補正予算を可決していただいておりますけれども、過疎計画には登載されておりません。過疎債を申請するにあたりまして、過疎計画に登載されている必要があるため、今回事業追加の計画を変更するものでありますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第9、議案第3号平取町過疎地域自立促進市町村計画の変更については原案のとおり可決しました。

日程第10、議案第4号平成29年度平取町一般会計補正予算第8号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第4号平成29年度平取町一般会計補正予算第8号につきまして、ご説明申し上げますので27ページをお開き願います。第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算にそれぞれ1億6781万7千円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ65億3410万5千円にしようとするものであります。第2項におきまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとし、第2条において、繰越明許費は、「第2表 繰越明許費」によるものとしてあります。第3条において、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるものとしてあります。それでは歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので、36ページ上段をご覧ください。科目は2款1項1目一般管理費、これは給与改定を含む職員の給料手当等に関する経費で、1節報酬433万6千円の増額であります。これは、人事院勧告による給与改定分及び準職員採用2名から準職員の中途退職1名分を差し引き増加となったものであります。2節給料698万4千円の減額は、人事院勧告に基づく給与改定による一般職の月額給料の増額から、本年度当初予算編成時には明らかでなかった職員の退職及び本年度中途退職による減額分を差し引いたものであります。3節職員手当400万8千円の増額は、人事院勧告に基づく給与改定による勤勉手当の増額及び時間外勤務手当、職員の住居区分の変更による住居手当などの増加分から、退職者に係る期末手当分を差し引いたものであります。4節共済費70万2千円の減額は、市町村職員共済組合に対する負担金で、準職員採用2名及び人事院勧告による給与改定分から、退職した職員分を差し引いたものであります。7節賃金142万2千円の増額は、中途採用を含む嘱託職員4名採用分から中途退職を含む退職3名分を差し引いた額であります。19節負担金補助及び交付金208万円の減額は、当初予算編成時には明らかでなかった職員の退職により、退職手当組合への負担金が減少したことなどによるものであります。以上、各節の増減差し引きの結果、1目一般管理費合計での補正額は、プラスマイナス・ゼロとなるものです。次に、37ページ上段、2款1項9目企画費19節負担金、補助及び交付金846万7千円の減額であります。これは、ひとつは、生活交通確保対策事業費補助金で、町内を走るバス路線の乗車人数の減による運賃収入の減少及び車両経費や燃料単価などのバス運行経費の増加によって、バス運行事業の赤字が当初予算より増加したため、町民の足の確保の観点から、事業を行う道南バス株式会社に対して、町から必要な補助金を追加交付することにより、町内の生活バス路線の維持を図ろうとするものであります。当初予算では、前年度の実績に基づいて、赤字の補填に

必要と見込まれる金額を計上しており、29年度のこの補助金予算に関する事業収支の算定期間である平成28年10月から29年9月における1年間の決算において、2443万3千円の赤字が生じ、当初予算の1950万円との差、493万3千円をこのたび増額補正するものであります。二つ目に、同じく、民間賃貸共同住宅整備費補助金1340万円の減額であります。これは、本年度当初予算で計上した民間アパートの建設を促すための整備補助金2千万円のうち、本年度交付額が1件660万円に止まる見通しとなったことから、実績見通しに基づいて、差額の1340万円を予算から減額し、9目企画費、差引き合計で846万7千円を減額するものであります。続いて、下段、3款1項1目社会福祉総務費13節委託料、金額108万円の増額であります。これは、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、平成30年4月から、自立生活援助、就労定着援助、障害児への居宅訪問などを内容とする新たな障害者福祉サービスが創設されるとともに、当該事業所の職員報酬の改定などが行なわれることから、町の障害者福祉サービスに係る受給者情報の管理などの障害者福祉に関する電算システムを改修する必要があるため、これに要する経費の補正を行うものであります。次に、38ページ上段、3款1項5目国民年金費13節委託料、金額34万8千円の増額であります。これは、国民年金法に基づく資格取得などの届出書が、現在の紙の様式から新たに電子データの送信による方式に統一化されることにより、国民年金システムの改修が必要となることから、これに要する経費の補正を行うものであります。続いて、下段、3款2項1目児童福祉総務費19節負担金、補助及び交付金、149万円の増額であります。これは、国の保育所等整備交付金事業のメニューの中に、平成29年度限りのものとして、防犯対策の強化に関する整備事業が盛り込まれたことにより、バチラー保育園と振内保育所の町内2か所の常設保育所に防犯カメラを設置するために要する総経費198万9千円のうち4分の1の自己負担を除く残り4分の3に相当する149万円を保育所等防犯対策強化整備事業補助金として、当該保育所に交付するために予算の補正を行うものであります。次に、39ページ上段、4款1項4目環境衛生費12節役務費、手数料、シカ捕獲に関する指定処理施設手数料112万5千円の増額であります。これは、本年度はシカの捕獲頭数が増加し、当初予算における見込みである年1800頭を250頭上回る見通しとなったことから、1頭当たりの単価4500円分の指定処理施設手数料を補正するものであります。13節委託料、シカ捕獲業務委託料300万円は、1頭当たり8千円のシカ捕獲業務委託料と1頭当たり4千円の処理施設搬出委託料で、同じく当初予算の見込みを上回る250頭分を乗じた金額を増額するものであります。以上、4目合計で412万5千円を増額するものであります。続いて、下段、4款3項1目排水処理費19節負担金、補助及び交付金、排水管移設工事費負担金、金額274万3千円の増額であります。これは、道営農業農村整備事業、平取南地区ケナシ排水路敷設工事を北海道が実施するにあたって、町の雑排水管が支障となるため、これを新しいもの

にして移設するにあたり、耐用年数の経過に伴って、その財産価値が減耗し、価値が低くなる分を町が負担する仕組みとなっておりますが、この減耗の算定に用いる単価計算に変更があり、結果として、町の補償費用が、当初の見込みに比べて増加することとなったことから、予算の補正を行うものであります。次に、40ページ上段、5款1項2目農業振興費8節報償費、金額53万5千円、これは、平取町担い手対策協議会において、受け入れを認定された農業研修生について、指導農業士等がその指導にあたり、町が指導農業士等に対して農業研修生受入謝金を支払う仕組みとなっておりますが、当初予算で研修生4名の受け入れを計上していたところ、このほど2名の追加があったことから、これに関する予算64万円を追加し、一方で、北大の研修生指導謝金に執行残10万5千円が見込まれるため、この予算を減額し、8節差し引き合計で、53万5千円を増額するものであります。同じく19節負担金、補助及び交付金、金額1399万1千円の増額は、トマト生産資材及びリース機械の導入事業が、本年度の産地パワーアップ生産支援事業に、このほど新規に盛り込まれたことから、トマト土壌消毒機及びハウス自動巻き上げ機をリースで導入する事業に対して、北海道からの生産支援事業として新たに補助金の交付が決定し、1211万1千円が町を通して、農協のトマトキュウリ部会などの取組主体に交付されることとなったこと、及び、びらとり農協が取組主体となって、新規就農者リース農場整備事業に対する地域づくり総合交付金として当初で予算化していたもののうち、ハウス資材整備分について産地パワーアップ事業に取り込まれたことにより、北海道の補助金が188万円増額されたため、生産者に有利な特定財源の確保が見込まれることから、19節合計で1399万1千円を増額し、2目合計で1452万6千円を補正するものであります。続いて、下段、8款1項1目19節消防費607万8千円の減額であります。これは、日高西部消防組合の平成28年度決算において、繰越金が607万8千円と確定したため、この分を本年度町から消防組合に支出する負担金から減額するものであります。次に、41ページ、10款2項3目林業施設災害復旧費15節工事請負費、金額1億5800万円であります。これは、平成28年8月22日から29年8月24日までに発生した奥地林道二風谷線の地すべり災害について、11月16日に災害査定が完了し、このほど、事業費が確定したことにより、今回予算の補正を行うものであります。また、22節補償、補填及び賠償金、金額5万円は、当該林道災害復旧工事において、支障となる隣接の私有林84本を伐採しなければならないことから、この補償費5万円を補正するもので、3目合計で、1億5805万円を増額するものであります。歳出については、以上です。一方、歳入につきまして、ご説明いたしますので、32ページ上段をご覧願います。14款2項2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金、金額54万円です。これは、歳出37ページ下段でご説明いたしました障がい者福祉システム改修委託料108万円の2分の1の金額が国から補助されるものであります。2節児童福祉費補助金99万4千円は、歳出38ページでご説明

いたしました保育所等防犯対策強化整備事業の全体事業費198万9千円の約2分の1にあたる金額が、国から補助金として交付されるものであります。以上、2目合計153万4千円の増額であります。続いて、32ページ下段、14款3項2目民生費国庫委託金1節国民年金委託金34万8千円、これは、歳出38ページでご説明いたしました国民年金システム改修委託料の100%全額が、国から委託金として交付されるものであります。次に、33ページ上段、15款2項3目衛生費道補助金1節保健衛生費補助金、金額281万3千円で、歳出39ページ上段でご説明いたしましたシカ捕獲業務委託料300万円のうち、246万3千円が、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金として、また、同じくシカ捕獲業務手数料112万5千円のうち、35万円がエゾ鹿緊急対策事業に係る地域づくり総合交付金として、いずれも北海道から補助されるものであります。続いて、33ページ下段、15款2項4目農林水産業費道補助金1節農業費補助金、金額1399万1千円であります。歳出40ページの上段でご説明いたしましたハウス用農業機械リース事業に係る生産支援事業補助金、及び新規就農者リース農場整備事業補助金、合計1399万1千円の100%全額が、国産農産物生産・供給体制強化対策地方公共団体整備費補助金として、北海道から補助されるもので、内訳の中で、1550万円が地域づくり総合交付金から振り替えとなるものであります。次に、34ページ上段、15款2項8目災害復旧費道補助金1節農林水産業施設災害復旧費補助金1億5594万6千円で、歳出41ページ上段でご説明いたしました奥地林道二風谷線の地すべり災害復旧工事事業費1億5800万円の98.7%にあたる金額が北海道から補助されるものであります。続いて、34ページ下段、19款1項1目1節繰越金11万5千円の減額であります。これは、今回の補正予算の歳出の合計から、歳入となる補助金、交付金、起債などの特定財源を差し引きますと、歳入においてマイナスとなることから、歳入の減額を行い、結果的に、この金額を平成29年度一般会計繰越金に戻すかたちにするものであります。次に、35ページ上段、21款1項1目1節総務債850万円の減額であります。生活交通確保対策事業は、37ページ上段でご説明いたしました道南バス株式会社に対する生活交通確保対策事業費補助金499万3千円に充当する起債で、ほぼ全額に近い490万円の財源を過疎債に求めるもので、元利償還額の約70%が地方交付税に算入措置されるものであります。なお、民間賃貸共同住宅整備費助成事業に関する減額は、同じく37ページの上段でご説明いたしました事業費実績の減により、歳出予算を1340万円減額補正することに伴い、その財源でありました起債の金額を歳入から減額するものであります。以上、1節差し引き合計で850万円の減額となります。続いて、35ページ下段、21款1項8目災害復旧債1節農林水産業施設災害復旧事業債180万円は、歳出41ページでご説明いたしました奥地林道二風谷線災害復旧工事の財源となる起債で、これを災害復旧事業債に求めるもので、元利償還額の95%が地方交付税に算入措置されるものであります。歳入歳出予算の事項別明細書

の説明は、以上であります。次に、29ページ、第2表繰越明許費をご覧ください。科目は、10款災害復旧費2項農林水産業施設災害復旧費、事業名は、奥地林道二風谷線災害復旧事業、金額は1億5805万円で、29年度において事業の完了ができないことから、この予算を平成30年度に繰り越そうとするものであります。次に、30ページ、第3表地方債補正をご覧ください。これは、本補正予算のうち、民間アパート建設促進のための民間賃貸共同住宅整備費助成事業、生活バス路線維持のための生活交通確保対策事業、奥地林道二風谷線の災害復旧事業の各事業に関する起債の目的、補正前と後の限度額、補正後の起債の方法、利率、償還の方法をそれぞれ明示したものであります。以上、平成29年度平取町一般会計補正予算第8号につきまして、ご説明申し上げましたので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。11番千葉議員。

11番
千葉議員

11番千葉です。37ページ、歳出のところで2款1項9目19節のですね負担金、補助及び交付金について、生活交通確保対策事業費の補助金についてお伺いしておきたいことがございます。ご説明にあったとおり、町民の足を確保しつつ、道南バスへの補助金ということでございますが、今まで私の感覚的なものでいきましたら、平成21年当時は1300万程度の補助金を支出していたわけでございますけども、年度を追うごとにその補助金額がどんどんどんどん増えてくる。これは、説明の中にもあったとおり、利用者の減少、総体的に人口の減少もあるんだらうなというふうには理解をしておりますけども、まず一つ目にお伺いしておきたいことは、今年度2440万ほどの金額に上っておりますが、一つは先ほどの説明の中にもあったとおり、28年の10月から今年の9月までの区切った段階でのおそらく決算的な内容なのかなとは思いますが、その中で今回補助金を493万3千円を求めているということだなというふうに想像はできますけども、なぜこの時期なのかなってというのは、前にもちょっとそのことについては私も首をかしげてたところあるんですけども普通一般企業でありましたら、決算時期が終わって明確な正確な数字が出て、改めて補助金として町に求めてくるというのが私は本筋かなというふうに思っているんですけども、道南バスの決算月がいつなのかわかりませんが詳しく私は調べてませんが、一つ目になぜ、この時期なのか。それと二つ目にお伺いしたいことは、一気に492万ほど昨年対比で増えた、この要因ってというのは中身ちょっと紐解いてご説明なかったんですけども、今まで平成25年ですか。これが246万ほど前年対比で増えた年もあるんですけども、今年度はちょっと異例中の異例で490万ほど。人件費のこととか、利用者数の減少、それから油種の高騰代、いわゆる燃料の高騰代もあるという説明でありましたけども、なぜこれだけ一気に500万近くの金額を増額するに至ったのか。こういった経

緯でその中身をどの程度ですね、道南バスさんのほうから提示されたのかも含めて、明確にお答えいただきたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

はい、それでは今の千葉議員のご質問にお答えしたいと思いますけれども、まずなぜこの時期に補助金をとということなんですけれども、バスの国の補助金の補助期間、年度というのが毎年10月から9月末というふうになっております。それで9月末で出た段階で例年11月下旬ぐらいにこの赤字額というか、それを算定して、各町のほうに道南バスほうから請求をしているということで、だいたい12月に支払うということで、ここずっと、そういうようなかたちで支払ってるということになっております。それから2番目の、今年度これだけ赤字額が増えた要因というのがですね、今千葉議員申されたとおりにまず一番大きいのがやはり利用者の減というのが一番大きくて、ここの補助をしている路線の収入が減っているというのが大きな要因でございます。それからあとは道南バスのほうではここの路線だけで計算していたわけではなくてですね、運行経費というのは路線バス全体、胆振、日高、全部走ってる部分の運行全体を出してその単価で運行経費の単価というのを算定しております、その中にはバスの更新ですとか燃料費、人件費というのがありまして今年度につきましては、バスの車両の更新がちょっと多くなったということで減価償却費が増えたということと、それから今言ったように燃料単価が昨年より約10円、リッター当たり10円ぐらいアップしていると。それとあと人件費の増加ということで、これについてもだんだん人の確保が難しくなってきたとありまして、それに伴ってある程度の待遇改善ということで人件費がアップしているということになっております。また先ほど申し上げましたけれども運行経費を出すときに全路線の距離数を出すんですけれども、昨年室蘭市内で減便をしております、また今年になってから苫小牧市内の路線バスのほうも路線の減便というかですね、減ってるものですから、総体の距離数が減っております、それに伴って分母がちょっと小さくなったものから、運行経費がちょっと高くなったというのも一つの要因でございます。あと今回一番赤字が増えている部分というのが富内線の代替バスのところでございまして、ここについては、経費はそれほどかかってないんですけども、収入のほう約300万ほど減っているということで、それに伴って今回、赤字分が増えたということになっております。以上です。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

だいたい内訳については今の説明である程度、理解はできます。たぶん道南バスさんのほうでもですね、さまざまな経営努力は当然のことながら、されての

数字だというふうにも私は理解をしています。ただし最終的には関係する各路線バス走ってる自治体負担というかたちはこれはもう否めない。これからもずっと続くことなのかなというふうに思ってますけども、一つやっぱり思うことは、これ、また時期を見て一般質問でもきっちり議論しなくちゃいけない問題だとは思ってますけども、承知のとおり平取町内には、道南バスの路線バス含めてデマンドも運行されてますし、それから福祉バスも今年度から運行。それから、当然のことながら今までどおりスクールバスとか、病院の送迎バスも運行。それから町民の足を確保するため行事対応とかですね、団体対応のための町バスが2台運行してるという、さまざまな、事業内容によって運行形態それぞれ分かれているような状況が、まだこれからも続けていくということになるとですね、はっきり言って補助金額が増えて、毎年増えていっても減っていくことは、あまり考えられないのかなというふうに思ってますけども、まちづくりの中でも、当然、さまざまな関係者集めて協議されてることだというふうには私も認識しておりますけども、いつの時点でどのような改革をする予定なのか、今後の対応含めてですね、このままでは私いいと思いませんので、今後のスケジュール含めてですね、路線バスの維持、運営費の補助について、理事者側の考え方をこの際伺っておきたいと思います。

議長

副町長。

副町長

お答え申し上げます。前回の常任委員会でも同様のご指摘いただいたかと思えますけれども、今、ご質問にあったとおり当町の足の確保、対策として路線バスの確保と振内地区、本町地区のデマンドバス、それから、今年から福祉バスも運行を開始したということでございまして、それぞれの、例えばデマンドバスですと、路線バスに影響ないルートをフィーダーというか、枝線のように走るということで、お互いにその影響を与えないようなかたちで、それぞれの特徴を生かして足の確保をするというのが基本になってございます。ただ今回、福祉バスの運行がある程度好調ということもあってですね、やはり高齢者にとっては、ドアからドアといいますか、そういう利便性もあり、路線バスからそちらへというような方もある程度いたのかなというところもあって、その辺はお互いに影響しあったというようなところもありまして、総合的にうちの町の交通体系を考えるとですね、今回福祉バスもやりましたけれども、そういった影響の度合いなんかもやはり検証するところが必要かなと思っております。本当にそれぞれの特徴を生かしながら、それぞれのコストをかけてやるとなれば本当はかなり莫大な費用を要するという現実もございまして、前回の常任委員会でも言いましたけれども、来年度その辺の検証と、それから本当にやるのであれば路線バス、それから今タクシー会社等に委託してるところもありますので、そういった方々の利害と言いますか、そういうのもある程度保ちながら、どういうもの方がいいかというところで今までのやり方であれば、本当に大

胆にスクラップアンドビルドが全く新たな方法で全てやらなくちゃならないような場合も出てくる可能性もありますので、来年度1年かけて、ある程度のいろんな検証のもとに、方向性を出していきたいというふうに思ってます。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

そうですね常任委員会のほうでも一定の説明いただいたところではありますけども、ちょっと年度別に読み上げて、資料いただいたものですから議員の人たちも多分同じような資料持ってると思うんですけども、平成21年の時点で1300万程度、それから23年には1400万台、24年には1500万台になって25年、6年で1700、1800というふうにずっと推移してきて、昨年は1950万、今年度に入って今回の補正含めて2443万と。これはやっぱり尋常ではないというふうに私とらえています。議論していただくなかで、全部が全部町おんぶにだっこなんていうふうに、あんまり考えてないと思うんですよね。民間もやっぱり取り入れてうまくやっぱり議論して行って、必要とあればやっぱりうちにもお年寄りますけどね、おばあちゃんいますけども、やっぱり町民だって一定の負担あっても、それなりに満足いくような、ある程度100%満足いかななくてもある程度満足いくような交通形態を選択してくれたら、私そういったことも含めてやっぱり早期に見直していく必要があるのかなというふうに思ってますので、今回の補正についてははっきり申し上げて賛成も反対もないですよ。このまま補正に対して私は賛成で手を挙げますけども、今後のまたこういった議論の対象になるべき交通形態の見直しについては、しっかり、我々議員もそうですけども勉強しながら、他町の例も勉強しながらですね、しっかりとこれから議論を重ねて、できる限り、先ほど言ったように早期のうちにですね、町民の足を確保して、応分の費用負担を含めてですね、議論をしっかり重ねていきたいなというふうに思ってますけども、町長の考え方も聞いておきたいと思います。

議長

町長。

町長

はい、町ではですね、これまで高齢者あるいは遠隔地域の交通手段の確保については、年々、大きな課題というふうになってございまして、本年度は特に、高齢者、遠隔地の交通手段の確保のために、思い切って福祉バスびらっくるを社会福祉協議会のほうに委託しながら、週1、2回程度、各地に走らせながら取り組んで、これは大変、玄関先から玄関までということで大変喜ばれておりまして、本当に今、高齢化がどんどん進んで、バス停留所まで行くこと自体ができない状況になってきてございまして、そういった面では本当に玄関からバスに乗って、そして玄関に送り届けるというような状況になってございまして、また現在道南バスにお願いしている路線については2種類ございまして、一つ

は現在の赤字路線に対して7割補助をして残りの3割は企業努力と内部補助で運行してございますのと、今申し上げた富内線の代替については、これは100%負担というようなことの2種類がございまして、これらを含めて、足の確保を図ってございますけれども、議員ご指摘のとおり、年々補助金が増加している傾向にございまして、本当に頭の痛いこととございます。これらの要因については、競合ということもありますけれども、大半は人口減少等によるバスの利用が少しずつ減少している状況にございます。そういったなかで、現在、スクールバス、あるいは老人福祉バス、生活路線バス、あるいはデマンドバスの運行、あるいは国保病院の患者送迎バスなどそれぞれの立場で足の確保に取り組んでおりますけれども、今後とも経費の節減とともに、効率的なバス運行について、知恵を絞りながら、将来の公共交通システムについて再検討をできるだけ早くしてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 ほかございませぬか。2番松原議員。

2番松原議員 2番松原です。38ページの歳出、民生費、児童福祉総務費の中で、保育所の防犯対策強化整備補助金でありますけれども、今回は保育所に2件、防犯をするという補助でありますけれども、今後ですね、まだ保育所たくさんありますけれども、今後保育所、これからどういうふうに他の保育所は進めているのか、また児童館もありますけれども、その児童館に対してもですね、どういう考えを持っているのかお伺ひいたします。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 はい、お答えいたします。防犯カメラの設置につきましては、昨年は二風谷保育所、それと貫気別弥生保育所の2か所ですね。今年はこの補正予算案にありますとおり、バチラー保育園と振内保育所の2か所ということで設置を予定しております。このほか町内にはへき地保育所2か所と本町と振内の児童館、さらには発達支援センターなどの関係施設がございまして。これにつきましては今後年次計画で対応していきたいというふうに考えております。特に季節保育所については今回設置する計画の中では考えてはいたんですが、紫雲古津へき地保育所は玄関フードの設置という、来年度の予定がありまして、もし設置しても後日、設置場所の移設等、そういうものもあるものですから、できれば季節保育所については来年度、国の補助要綱がある程度出たところで、また要望して、対応して参りたいなというふうに考えております。以上です。

議長 9番高山議員。

9 番
高山議員

9 番高山です。同じ、今松原議員が質問した内容等について、もう一度ちょっと確認をさせていただければと思います。今回国の 28 年度の 2 次の補正で出てきた内容だと思うんですけども、基本的にはこの内容なんですけれども、今年この防犯対策のバチラーと振内保育所の 4 分の 1 ということですから設置主体が 4 分の 1 があるんで、残りは国とそれから町がということになるんですけども、まず 1 点はこの中身がどんな中身なのか、例えばカメラつけてレコーダーつけても、よその町村なんかでは例えば N T T 東日本の例えばサイバーの中に、例えば記録をしておくだとか、まあそこまでやらないんでしょうけれども、まず、中身をひとつ教えてほしいというのが一つと、もう一つは、この間議運のときにもちょっと聞いたんですけども、去年今担当課長言われたように、二風谷と弥生つけてるということだったんですけども、これも確か補正したはずですよ。だと思ってるんですけども、去年の補正の額を今ちょっと調べ切れなかったんですけども、去年の補正の額はどれぐらいで、今回のものと大きさによってもちょっと金額が違うのかどうかわからないんですけども今年でいくと 1 施設 100 万程度というかたちでやってるんですけども、去年も二風谷と弥生はそういった、補正の中で対応してたのかどうかというところをちょっと教えていただければと思います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

お答えいたします。補正は 29 年の、今年の第 1 回、1 月の補正で提出しております。この時は基本的にカメラの設置については防犯というよりは、保育所の中の事故あった時の検証、それと職員からの虐待防止という、そういうような目的の補助でありました。ただこれに付随しまして、同じように防犯ということで整備をあわせてしております。なおこの時のカメラの設置の上限は 10 万円ということになってます。ただこの時には I C T 化ということで上限 100 万円の補助が同時にありまして、これについては、保育業務の支援システムの活用による効率化、保育所の負担軽減ということで園児台帳の作成整理、指導計画と保育日誌の作成、こういうものについて上限 100 万円で、四つの常設保育所で整備をされているという状況です。以上です。

議長

今年の内容について。保健福祉課長。

保健福祉
課長

今年についても、まず事業費総額が二つの保育所で 199 万ということになっております。この分の 2 分の 1 補助ということで、町が負担 4 分の 1、保育所負担 4 分の 1 ということで、総事業費 199 万の 75%、149 万が補正額ということで、総額のせてあります。内訳は、総額の半分 99 万 4 千円が国庫補助金、4 分の 1 の 49 万 6 千円が町の負担ということでのせてあります。以上です。バチラー保育園についてはカメラは 2 か所、37 万 5840 円の事業費

となっております。振内保育所についてはカメラが8か所取りつけで164万1276円という事業費になっておりまして、あわせて合計199万116円という総事業費ということになっております。以上です。

議長

高山議員。

9番
高山議員

中身見ると190何万というか、まあ4分の1はそれぞれ設置主体ということで、振内保育所なりバチラーがということなるんですけども、バチラーがカメラが2か所、振内が8か所、いろんな敷地の問題もあってということはそれはそれで、特に何も言うことはないんですけども、例えば去年やった二風谷保育所だとか二風谷保育所は今聞くとカメラ、防犯対策と言いながらも内部防犯みたいな、内部防犯というか内部の子どもたちのけがだとか、例えば保育士さんとかいろんなかたちの暴力だとかいじめだとかっていうことの予防のためにということになるんですけども、これ去年も同じ補助金使ったと思うんですけども、二風谷は外の外部の防犯のカメラが今回と同じようにやらなくてもよかったんですかね。弥生保育所はちょっと聞いてはいないんですけども、二風谷はの中のカメラだけで外から入ってくる人がどうだとかこうだとかってことは去年はやらなかったんですか。ただ去年もこの補助金はありましたですよ。その辺はどうですか。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

お答えします。基本的には去年の補助金は防犯目的のものは対象外という条件がついておりまして、先ほど言ったとおり基本的に内部における事故防止、また事故が起きたときの検証、それと職員による児童への虐待防止というものが大きな目的になっていてですね、これについては、正直こういう目的で、明らかに外部からの進入を防ごうとするということではないという国の条件があったものですから、今年のものとは若干かたちが違います。ただ去年は10万円という上限の中でやっておりますので、設備としてはかなり今年のものよりはちょっと貧弱なものになってしまうのかなというかたちのものです。以上です。

議長

高山議員。

9番
高山議員

そういう内容であれば、なぜ今回例えば4施設の外部の防犯の補助申請をしなかったのかどうか。例えば内部だけでっていうんだったら、二風谷はバチラーと振内保育所は外からの防犯対策を備えるように、今回100何十万と30何万とということですけども、弥生はどういうふうにしてるかちょっとわからないんですけども、二風谷は外の防犯はこれから順次整備をしていくということになるのかどうか、その辺が一つと、二風谷、外の防犯しなくてもいいって

うことではなくてね、かえって弥生や振内や例えばバチラーよりも二風谷は、今工芸センターといろんなかたちでいろんな人が出てくるときに、やっぱり外の防犯に対する考え方も去年はなかったんであればこれ28年度の二次補正で途中から加わったようだけれども、なぜ今年も申請のときに、じゃあ二風谷も弥生もしなかったのかっていうことが一つと、しなかったんであれば、できればこれは29年度限りと先ほど担当課長言いましたけれども、それはどうするのということがまず一つ、それと、さっき担当課長言ったけれども、へき地保育所については紫雲古津については了解できるけれども、荷菜はなぜできないのかなという。荷菜と紫雲古津は認可外保育所なんで、基本的には来年以降だって補助が出るということはこれには書いてないんですよ。常設保育所だけ。もしくは、考えられる可能性としては、うちのへき地保育所なりが通年にわたって、長期にわたって、例えば、認可保育園にいたり、そういったものに移行するよ、認可保育園に移行するよという意向があればこの補助金使えるって書いてあるけれども、そういう考え方でない限りは、基本的には補助はもうないって書いてあるんですよ。だから補助待ってるんでなくて、みんな同じ平取の子どもたちなんですけれども、例えばその温度差はやっぱり適当でないかな。振内とバチラーは外から入ってくる人の防犯対策はしてるよ。じゃあ二風谷と弥生は中だけだよ。ましてや季節保育所の荷菜や紫雲古津には計画的にやるといことなのかどうかかわからないですけれども、考えてないようなのか、計画的にこれからやるようなのか、補助金待たないといけないものなのかっていうことも含めて、二風谷と弥生はどうするのかということと、へき地保育所はどうするのか、これぐらいの単費だったら、基本的には、補助がなくてもへき地保育所だって防犯対策とれるんじゃないですかっていうことを言いたいんですけれども3問までなんで、そこら辺の考え方だけもう一度聞かせていただければと思いますので、よろしくお願いします。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

それではお答えいたします。まず保育所についてはこれは希望をとって、今回2か所実施ということです。あくまでも4分の1の負担金かかりますので、そこら辺は保育所の予算上の都合というのは当然あるかと思えます。今回も4か所に希望をとったところ2か所からこのような希望出てきたということになっております。それと紫雲古津の玄関フードの関係があって延期ということを考えてんですが、毎年おおむね2か所ずつぐらいというのが適当、一度にできればいいんですけども、当然補助の一般財源、残った分は一般財源になりますので、その金額1件当たり約20万ぐらいかかります。そのなかで紫雲古津、荷菜、各5基整備しても1個100万円、その中で補助金がどのような扱いであるかというのものもあるんですけれども、一般財源当然あるものですから一気にということではなくある程度年次計画でと考えております。その要綱調

べたところへき地保育所についても該当する項目があるのかなというところもありますので、そういう財源を探しながら来年もその補助要綱等を確認しながら設置に向けて計画的にやっていきたいというふうに考えております。以上です。

議長

ほかございますか。なければ、質疑をこれで終了いたしたいと思います。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第10、議案第4号平成29年度平取町一般会計補正予算第8号は原案のとおり可決しました。

日程第11、議案第5号平成29年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第1号を議題とします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

議案第5号平成29年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。44ページをお開きください。平成29年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第1号は次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算の補正であります。第1条は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2617万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6371万9千円とするものでございます。2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。次ページをお開きください。第1表歳入歳出予算補正でございます。はじめに歳入でございます。1款国民健康保険税は191万2千円を追加し、2億900万3千円といたします。3款国庫支出金は703万5千円を追加し、1億769万5千円といたします。1項国庫負担金を703万5千円追加し、1億3958万円といたします。7款共同事業交付金は650万円を追加し、2億210万7千円といたします。9款繰入金は965万2千円追加し、7320万5千円といたします。2項基金繰入金を965万2千円追加し、2838万4千円といたします。10款繰越金は107万3千円を追加し、107万4千円といたします。以上の結果歳入合計は補正前の8億3754万7千円に2617万2千円が追加され、8億6371万9千円となりました。歳出でございます。2款保険給付費は2245万5千円を追加し、4億6380万4千円といたします。1項療養諸費では、1274万5千円を追加し、4億127万1千円といたします。2項高額療養費では971万円を追加し5817万8千円といたします。11款諸支出金は371万7千円を追加し、865万5千円といたします。1項償還金及び還付加算金を371万7千円追加し、372万円といたします。以上の結果歳出合計では、歳入と同じく、補正前の額8億3754万7千円に2617万2千円

が追加され、8億6371万9千円となりました。次ページは歳入歳出予算事項別明細書の総括表でございます。次ページ以降でその内容についてご説明いたします。それでは、歳出からご説明いたしますので50ページをお開きください。2款保険給付費においては、今年度分の医療費動向を踏まえた所要の調整をお願いするもので、高額な治療を行った被保険者が多数発生したことにより、当初予算を上回る見込みとなったためでございます。1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費では1237万9千円を追加いたします。3目一般被保険者療養費では36万6千円を追加いたします。次ページをお開きください。2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費では971万円を追加いたします。11款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目保険税還付金では、過年度国民健康保険税の賦課額変更に伴う保険税の還付金151万3千円を追加いたします。次ページをご覧ください。2目償還金では、平成28年度療養給付費等負担金の精算に伴う国庫返還金を215万3千円を追加いたします。3目還付加算金では、1目の保険税還付金にかかる還付加算金5万1千円を追加いたします。次に歳入についてご説明いたします。47ページをお開きください。1款国民健康保険税においては、本年度分の国民健康保険税の収納状況を踏まえ、補正をお願いするものです。1目一般被保険者国民健康保険税191万2千円を追加いたします。3款国庫支出金、次ページの7款共同事業交付金においては、今年度分の医療費の状況による負担金、交付金の補正をお願いするものです。3款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費等負担金703万5千円を追加いたします。次ページをご覧ください。7款共同事業交付金1項共同事業交付金1目高額医療費共同事業交付金500万円を追加いたします。2目保険財政共同安定化事業交付金150万円を追加いたします。次ページをお開きください。9款繰入金2項基金繰入金1目平取町国民健康保険給付費支払準備基金繰入金965万2千円を追加いたします。10款繰越金は前年度会計繰越金107万3千円を追加いたします。以上で議案第5号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第11、議案第5号平成29年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決しました。

日程第12、議案第6号平成29年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第2号を議題とします。提案理由の説明を求めます。病院事務長。

病院事務
長

議案第6号平成29年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第2号をご説明いたします。53ページをご覧ください。第1条、平成29年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第2号を次のように定めようとするものでございます。第2条、平成29年度平取町国民健康保険病院特別会計予算、以下予算という、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。収入、第1款病院事業収益、既定予定額7億5182万7千円、補正予定額1002万円の減額で、計7億4180万7千円となります。第1項医業収益の補正となり、既定予定額4億3399万7千円、補正予定額1002万円の減額で計4億2397万7千円となります。次に、支出になります。第1款病院事業費用、既定予定額7億5182万7千円、補正予定額1002万円の減額で、計7億4180万7千円となります。第1項医業費用、既定予定額7億4753万5千円、補正予定額1002万円の減額で、計7億3751万5千円となります。第3条、予算第8条に定めた経費、議会の議決を得なければ流用することのできない経費となりますがその金額を次のように改めるものです。職員給与費、既定予定額5億623万9千円、補正予定額1002万円の減額となりまして、計4億9621万9千円となります。次のページをお開き願います。平成29年度平取町国民健康保険病院特別会計予算実施計画変更となります。補正予定額は記載のとおりでありますので詳細は次のページからの説明書により説明いたしますので省略させていただきます。次のページをご覧ください。収益的収入の第1款病院事業収益、第1項医業収益、第3目その他医業収益でございます。補正前の額が5450万3千円、補正額が1002万円の減額となり、計4448万3千円となります。今回の支出の減額補正に伴い、その他医業収益を1002万円減額するものです。次に、収益的支出になります。第1款病院事業費用、第1項医業費用、第1目給与費になります。補正前の額が5億623万9千円、補正額が1002万円の減額で計4億9621万9千円となります。給料表の改定と勤勉手当の支給率の改定などにより、所要額を精査し補正するものとなります。1節給料となりますけれども、給料表改定による増額と所要額精査によりまして278万3千円の減額となります。2節手当となりますが給与改定による勤勉手当支給率の改定、その他所要額の精査を行い、あわせて14万6千円の減額となります。4節法定福利費となりますが共済組合負担金、共済組合追加費用負担金の所要額の精査を行いまして、あわせて709万1千円の減額となります。次のページは給与費明細書となりますが各費目の増減などの記載となっておりますので、説明を省略させていただきます。以上、平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第2号の説明とさせていただきますのでご審議をお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第12、議案第6号平成29年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決しました。

日程第13、報告第1号委員会審査報告について、

日程第14、報告第2号委員会審査報告について、以上2件を一括して議題とします。決算審査特別委員会委員長より平成29年第8回定例会認定第1号平成28年度平取町国民健康保険病院特別会計決算認定について、同じく認定第2号平成28年度平取町各会計決算認定については、それぞれ認定すべきとの審査報告が提出されております。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

それでは、報告第1号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告どおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第13、報告第1号委員会審査報告については、報告どおり認定と決定しました。

続いて報告第2号について、採決を行います。本件に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告どおり、認定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第14、報告第2号委員会審査報告については報告どおり認定と決定しました。

日程第15、報告第3号請願審査の結果報告についてを議題とします。常任委員会委員長からの審査報告については、お手元の議案のとおりであります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。日程第15、報告第3号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第15、報告3号請願審査の結果報告については

報告どおり、採択と決定しました。

日程第16、請願第5号教職員の長時間労働是正を求める請願について、日程第17、請願第6号道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める請願について、以上2件を一括して議題とします。この2件の取り扱いにつきましては、先に開催の議会運営委員会におきまして、協議されておりますので、その結果について議会運営委員会委員長より報告願います。10番四戸議員。

10番
四戸議員

10番四戸です。提出されました請願2件については、12月5日に開催されました議会運営委員会で協議をいたしました。その結果、請願第5号、請願第6号、この2件については総務文教常任委員会への付託とすることとの意見の一致をみておりますので、議長よりお諮り願います。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告のありましたとおり、請願第5号、請願第6号については総務文教常任委員会に付託し、審査することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって請願第5号、請願第6号については総務文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。資料を配る間暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2時30分)

(再開 午後 2時33分)

議長

再開します。

お諮りします。意見書案第8号、適正な地方財政計画の策定を求める意見書案の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思っております。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、意見書案第8号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、意見書案第8号について、提出議員からの説明を求めます。8番貝澤議員。

8番
貝澤議員

8番貝澤です。それでは意見書案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

(意見書案朗読)

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、追加日程第1、意見書案第8号について原案のとおり可決しました。

お諮りします。承認第1号閉会中の継続審査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第2として議題としたいと思えます。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って承認第1号を日程に追加し、追加日程第2として、議題とすることに決定しました。

追加日程第2、承認第1号閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び各特別委員会委員長からそれぞれの委員会において所管事務調査等について、閉会中に継続審査及び調査等を実施したい旨申し出がありました。申し出書はお手元に配布したとおりであります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実践することに決定しました。

以上で議案の審議が終了しました。本定例会に付された事件の審議状況を報告します。諮問1件で答申1件。議案6件で原案可決6件。報告3件で認定2件、採択1件。請願2件で、常任委員会付託2件。意見書案1件で原案可決1件。承認1件で決定1件。

お諮りします。本定例会の会議に付されました事件は全て終了いたしました。従って、会議規則第6条の規定によって、本日で閉会したいと思えますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、本定例会は本日で閉会することに決定しました。平成29年第10回平取町議会定例会を閉会します。大変ご苦労さまでございました。

閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げたいと思えます。

(議長、町長よりあいさつ)

(閉 会 午後 2時40分)